

平成 2 7 年

国見町議会会議録

第 6 回 定例会

平成 27 年 12 月 8 日開会

平成 27 年 12 月 11 日閉会

国見町議会

平成27年第6回（12月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（12月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
感謝状伝達	5
諸般の報告	5
公立藤田病院組合議会（志村良男君）	6
伊達地方衛生処理組合議会（浅野富男君）	6
伊達地方消防組合議会（村上正勝君）	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
陳情の委員会付託	9
議案の上程（議案第63号～議案第68号）	9
町長提案理由の説明	9
散会の宣告	16

第2号（12月9日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18

開議の宣告	19
諸般の報告	19
一般質問	19
1番 松浦和子君	19
①町長のまちづくりに向けた今後のビジョンについて	
②子育て世代に対する行政サービスの充実について	
③高齢化対策について	
8番 松浦常雄君	26
①平成28年度国見町予算編成の基本方針について	
②農作物の今年の出来具合と風評被害低減の対策について	
5番 佐藤定男君	33
①来庁者に対する役場職員の対応について	
②町道・林道の整備について	
③人事評価制度について	
7番 渡辺勝弘君	43
①町における防災訓練の今後のあり方と進め方について	
6番 村上正勝君	55
①人口減少対策について	
②ふるさと納税について	
11番 浅野富男君	60
①「地方版総合戦略」について	
散会の宣告	66

第3号（12月11日）

議事日程	69
出席議員	70
欠席議員	70
遅参及び早退議員	70
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	70
本会議に出席した事務局職員	70
開議の宣告	71
議案第63号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	71
議案第64号 国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例	73
議案第65号 国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例	77
議案第66号 国見町子どものいじめ防止条例	80

議案第 67 号 国見町税条例等の一部を改正する条例	82
議案第 68 号 平成 27 年度国見町一般会計補正予算 (第 3 号)	83
常任委員長報告	
陳情第 9 号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求 める陳情書	86
追加日程の議決	87
町長提案理由の説明	87
議案第 69 号 工事請負契約について	88
発議第 6 号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書	89
議員の派遣について	90
常任委員会の所管事務調査について	90
町長挨拶	90
閉議及び閉会の宣告	90

国見町告示第38号

平成27年第6回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月30日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成27年12月8日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番（欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成27年第6回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 陳情の付託
 - 陳情第 9号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書
- 第 4 議案第63号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 第 5 議案第64号 国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例
- 第 6 議案第65号 国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例
- 第 7 議案第66号 国見町子どものいじめ防止条例
- 第 8 議案第67号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第68号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第3号）

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	原発災害対策 課長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇感謝状伝達

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、表彰関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 去る10月16日に、町議会議員として35年以上在職し、地方自治の発展に顕著な功労があったと認められまして、八島博正議員に総務大臣より感謝状が贈呈されました。

つきましては、これより感謝状の伝達を行います。八島議員、前にお進みください。東海林議長、伝達よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 感謝状、福島県国見町八島博正殿、あなたは35年以上の長きにわたり町議会議長として地方自治の振興発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。平成27年10月16日、総務大臣高市早苗代読。おめでとうございます。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 次に、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告いたさせます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 議会関係についてご報告いたします。

平成27年第5回議会定例会以降現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案6件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であります。

一般質問の通告は6議員で、お手許に配付の一般質問通告書一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について報告を求めます。

最初に、公立藤田総合病院組合議会について。

12番志村良男君。

12番（志村良男君） 公立藤田総合病院組合議会について報告いたします。

平成27年第3回公立藤田総合病院組合議会定例会が、平成27年10月26日午後3時より、公立藤田病院組合本館2階大会議室において、病院組合議会議員全員出席のもと開催されました。その経過について報告いたします。

会議録署名議員の指名があり、議席の指定、これは桑折町議会改選により新たな議員が選出されましたので、議長より指定、会期は本日1日と決定、公立藤田総合病院管理者挨拶、続いて病院長より挨拶がありました。

今回の付議事件は2件であります。

選挙第2号、桑折町議会議員改選による、公立藤田総合病院組合議会副議長の選挙についてであります。議長より指名推選したいとする旨が諮られ、全員異議なく指名することに決し、桑折町議員である原賢志議員が指名を受け、即日就任いたしました。

議案第5号、平成26年度公立藤田総合病院組合病院事業会計決算認定について。

収益的収支、総収益66億9406万2000円、前年度より18%増、総費用が51億8072万1000円、前年度より4.5%増。

今年度は、地方公営企業会計制度の見直しがあり、特別利益を計上、利益収支差引額は7億1334万1000円の純利益を計上することができたとのこと。

実質的計上収支は、5748万9000円の黒字決算であります。

資本的収支については、収入が1億8458万4000円、前年度比で233万5000円の減であり、支出5億3228万8000円となり、前年度比2540万3000円増であり、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額3億4770万4000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填した内容であります。

野村監査委員より監査報告があり、慎重審議により全会一致賛成で認定いたしました。

なお、議員各位には資料のコピーを配付してありますので、ご高覧いただきますようお願いし、公立藤田総合病院組合議会についての報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 伊達地方衛生処理組合議会より報告いたします。

平成27年第2回伊達地方衛生処理組合定例会は、去る10月23日午後1時より、伊達地方衛生処理組合会議室において開催されました。

今定例会は、構成市町の議員の任期満了による改選等があったことにより、議長、副議長が空席となっております。このことから選挙が行われ、議長には桑折町選出の佐藤榮三議員が、また、副議長には伊達市選出の菅野喜明議員がそれぞれ選出されました。任期は来年の5月19日となっております、残任期間となります。

続いて、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期については1日と決定し、議事

に入りました。

本定例会に付議されました案件は9件であります。

報告第1号、繰越明許費の報告については、平成26年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計の清掃費に係るごみ処理費のうち、一般廃棄物埋め立て処分地施設用地選定業務委託459万円を翌年度に繰り越すものであります。

議案第11号、専決処分の承認を求めることについては、平成26年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第4号）であり、指定廃棄物保管業務委託事業に係る補助対象額の確定に伴い、財源調整を行ったものであります。

議案第12号は、同じく専決処分の承認を求めることについてであります。平成27年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第1号）となっており、これは、去る9月10日の台風18号により被害を受けた仮設焼却炉施設及び搬入路を早急に復旧させるために必要な予算2355万5000円を追加し、予算総額を42億5048万円としたものです。

議案第13号は、平成26年度伊達地方衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。決算額は歳入総額5765万6720円、歳出総額5691万7359円で、歳入歳出差引額は73万9361円であります。

議案第14号、平成26年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての決算額は、歳入総額3億4390万3477円、歳出総額3億4246万4299円で、歳入歳出差引額は143万9178円であります。

議案第15号、平成26年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての決算額は、歳入総額32億9008万9329円、歳出総額32億7456万1462円で、歳入歳出差引額は1552万7867円であります。ただし、この中には一般廃棄物埋め立て処分地施設用地選定業務を翌年度へ繰り越したことに伴う財源459万円が含まれていることから、これを除いた実質収支は1093万7867円となります。

議案第16号、平成27年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ31万6000円を追加し、予算の総額を5671万6000円とするものであります。歳入については、繰越金では増額、基金繰入金では減額補正、歳出では総務管理費と監査委員費で増額となっております。

議案第17号、平成27年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第1号）では、歳入歳出予算の総額に79万9000円を追加し、予算総額を3億5579万9000円とするものです。歳入での補正増は繰越金、補正減は組合分賦金となっており、歳出の主なものは、し尿処理施設整備基金積立金の増額、し尿処理事業特別会計減債基金積立金の減額補正等であります。

議案第18号、平成27年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算総額から1480万6000円を減額して42億3567万4000円とするものです。歳入では、繰越金での増額のほか、組合分賦金、基金繰入金、諸収入等が減額補正となっております。また、歳出では、ご

み処理施設整備基金費の増額、減額補正は工事請負費となっております。

これら提案されました議案は、全て原案どおり承認、認定、可決されました。

詳しくは、お手許に配付の資料をごらんいただきたいと思います。

以上で、伊達地方衛生処理組合議会からの報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、伊達地方消防組合議会について。

6 番村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 平成27年度第2回伊達地方消防組合の定例会の報告をいたします。

去る10月23日10時より、消防組合会議室において定例会が開催されました。

選挙第1号、桑折町議員の改選により、消防組合の議員が新しくなりましたので、是非副議長を今回は国見町から推薦してもらいたいと要請があり、国見町議員の渡辺勝弘君を推薦し、消防組合議員全員の承認により副議長に選任されました。

議案第11号は、平成26年度伊達地方消防組合一般会計繰入決算の認定についてであります。地方自治法（昭和22年度法律第67号）第233条第3項の規定により、消防組合一般歳入歳出について別紙のとおり監査委員の意見書をつけて議会の認定を受けました。

議案第12号は、伊達地方消防組合の再任用に関する条例の一部を改正する条例であります。提案理由は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、本組合職員の再任用に関する条例についても所要の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものです。これも全員一致で可決されました。

議案第13号は、工事請負変更契約の締結についてであります。これは、26年度の5月議会において議決を得た工事請負契約について、アスベスト工事による工事費の増加により、契約の金額8億7912万円を8億9484万4800円に変更するものであります。これも全員一致で可決されました。

議案第14号は、平成27年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算総額を歳入歳出予算をそれぞれ24億9167万5000円とすることで議会全員で可決されました。

詳しい内容は、お手許に配付されている消防組合の報告書をごらんください。

以上で、私の伊達地方消防組合定例会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番松浦常雄君及び10番阿部泰藏君を指名いたします。

◇

◇

◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの4日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育委員長、代表監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇陳情の委員会付託

議長（東海林一樹君） 日程第3、本日までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の総務文教常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程(議案第63号～議案第68号)

議長（東海林一樹君） この際、日程第4、議案第63号から日程第9、議案第68号までの議案6件を一括上程いたします。

なお、この6件については、本日提案理由の説明を受け、最終日の11日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日ここに平成27年第6回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて全員ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例など5件とともに、平成27年度国見町一般会計補正予算（第3号）の合計6件の当面する重要な案件を提出いたしておるところでございます。

それでは、各議案の説明に先立ちまして、平成27年9月第5回議会定例会以降の町政執行の主なるものについて申し上げます。

はじめに、東日本大震災の早急な復旧・復興について申し上げます。

まず、住宅・宅地の除染について申し上げます。

住宅・宅地の除染につきましては、平成25年度から今年度までの3カ年で町内全戸を実施する計画として取り組んでまいりましたが、10月8日には現場での作業が全て終了したところでございます。約半年の前倒しで作業を終了できましたことにつ

きましては、関係の皆様方のご理解とご協力のたまものでございまして、改めて感謝を申し上げます。

現在は、道路、生活圏の森林、事業所等の除染を進めますとともに、神社等の除染に向けて準備を進めておるところでございます。

次に、県北浄化センターにため置きされております約2万5000トンの汚泥につきましてでございますが、仮設汚泥乾燥施設の運転開始以来、11月末までに約4,338トンの汚泥が減容化され、搬出先でございます飯舘村蕨平地区の廃棄物処理施設が完成したことによりまして、搬出された汚泥や町内に保存されております農林業系の廃棄物もあわせて順次処理される予定でございます。

次に、原発の事故に伴う町民の皆様の健康管理事業の実施状況について申し上げます。

まず、内部被曝検査でございますが、11月末までに受検された1,004名の皆様につきましては、健康に影響を与えるような数値が検出された方はおりませんでした。引き続き、検査を希望される皆様に対しましては検査を継続しているところでございます。また、外部被曝検査につきましては、結果が判明次第、個人宛てに通知を行い、全体の結果につきまして公表してまいりたいと考えております。

次に、平成27年産米の全量全袋検査について申し上げます。

福島県産米のより一層の信頼性の向上と食の安全・安心の確保のため、引き続き実施いたしておるところであります。

これまでの検査結果につきましては、12月4日現在、6万4933袋を実施しておりますが、国の基準を超える米は検出されておらず、風評被害の払拭に寄与するものと考えておるところでございます。

次に、仮設住宅入居者の移行に向けた町営住宅の修繕についてでございますが、現在入居している方々から移転先に関する聞き取りを行いまして、日渡住宅2戸並びに南古舘住宅2戸への転居の意向が確認されましたので、その修繕について今月中には発注する予定となっております。修繕が完了次第、随時転居を進めていくこととしておるところでございます。そのほかの入居者につきましても、意向確認後に順次進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

9月から11月にかけて、町の主要特産品でございますモモや米、リンゴ等を中心に、農家の青年後継者、ミスピーチにも同行をお願いしまして、静岡県御前崎市、東京国際フォーラム、岐阜県池田町、東京都羽村市などでトップセールス、PR事業に取り組んでまいりました。12月1日には、東京・日本橋ふくしま館において、あんぼ柿のトップセールスも行ったところでございます。

次に、秋の国見女性応援団ツアーについて申し上げます。

11月21日から22日にかけて、タレントのスイーツ王子ルイさんを団長に、リンゴ狩りとあんぼ柿づくり体験事業を核に、あんぼ柿の放射能検査も組み入れて実施をいたしましたところでございます。参加した50名の中には、リピーターや若い方の参

加も十数名おり、口コミの力で国見のPRをしてくれるものと期待をいたしておるところでございます。

次に、あんぼ柿の産地再生に向けた取り組みについて申し上げます。

原料柿の移動も可能となりまして、27年産のあんぼ柿加工・出荷量につきましては、産地全体で震災前の75%を目標に設定し、生産農家、JA、行政機関が一体となって取り組んでいるところでございます。

また、伊達地方特産のあんぼ柿の復興・再生にあたり、JA伊達みらいにおきましては、国の助成を受け、あんぼ柿の加工・選別・包装施設の整備を進めており、管内各市町に助成の要望があったところでございます。

町といたしましても、復興・再生、ブランドの復活、大多数を占めるJA出荷生産農家の支援のためにも助成が必要であるとの観点から、国見町地域農業再生協議会で検討・了承をいただいた上で、今定例会に所要の補正予算をお願いいたしておるところでございます。

続きまして、安全・安心な町政の実現について申し上げます。

まず、各地区防災訓練についてでございます。

昨年度に引き続きまして各地区で実施された防災訓練は、一時避難所へは2,400名、各地区の全体訓練には1,100名の参加をいただいたところでございます。今後、各地区の実行委員会で、今年度の総括をすることといたしておるところでございます。

次に、空き家等対策について申し上げます。

8月に設置しました検討委員会において、条例案並びに計画素案の検討を進めてまいりましたが、条例案につきましては、11月にパブリックコメントを実施しております。大きな内容の変更に係る意見等がなかったことから、今議会におきまして、条例の制定について提案をいたしたところでございます。条例のご議決をいただきました後に、協議会の設置並びに計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、9月9日から11日にかけての大雨による農作物、農業土木施設の被害状況について申し上げます。

農作物は、水稻の冠水被害を中心に2.54ヘクタール、39万2000円の被害で、農業土木施設では、農道・農業用水路等が16カ所、182万6000円、林道が4カ所、101万6000円の被害となっており、この災害復旧に関する予算につきましては、今定例会に補正予算としてお願いいたしておるところでございます。

次に、鳥獣被害対策について申し上げます。

本年度より、国見町地域農業再生協議会の事業として実施しております野生鳥獣の侵入防止柵の設置事業につきましては、設置要望のあった小坂地区において、地区の皆様のご協力をいただきながら、大字泉田から大字内谷までの7.5キロメートル分の設置が完了したところでございます。

続きまして、活力ある町政の実現について申し上げます。

まず、第20回義経まつりについてでございます。

本年は、合併60周年記念事業としても位置づけをしまして、義経役には俳優の松田悟志さん、静御前役には福島出身の女優、白羽ゆりさんを起用し、交流のある岩手県平泉町のジュニア平泉文化歴訪団の小学生も参加するなど、総勢180名の行列となったところでございます。また、藤田商店街のグルメ街道、文化センターでの国見っ子わんぱく広場など、合わせて約3万5000人の方にご来場いただいたところでございます。

次に、ふるさと産業祭について申し上げます。

11月7日から8日にかけて実施しましたふるさと産業祭は、悪天候にもかかわらず、多くの皆様にご来場いただき、各種ステージイベントや農・商・工の連携による展示販売、北海道ニセコ町、岐阜県池田町、大分県国東市などの交流市町産品の販売も行ったところでございます。

次に、道の駅機能を核とした複合交流施設「里まち文化ステーション」について申し上げます。

造成工事につきましては10月末をもって完了し、また、国道4号線及び県道浪江国見線の拡幅工事につきましても順調に推移をいたしておるところでございます。

建築工事につきましては、11月26日に条件つき一般競争入札を実施いたしまして、株式会社晃建設が落札者となり、国見町の株式会社渡辺建設との共同企業体が結成され、12月3日に仮契約を締結いたしたところでございます。

また、ソフト事業につきましては、試行的に進めております「くにみ市場」を10月から役場庁舎の駐車場で開催しまして、「国見バーガー」の新作発表、「もも大福」の試行販売のイベントなど、取り組みを重ねているところでございます。

更に、昨年の新嘗祭で献穀米となりました「天のつぶ」で醸造した日本酒、これにつきましては、12月15日でございますが、お披露目会を開催しまして、本格的な販売活動を行っていくこととしておるところでございます。

次に、貝田地区等の圃場整備事業について申し上げます。

貝田及び山根地区約30ヘクタールの圃場整備事業につきましては、11月9日に県より採択申請地区の決定を受けまして、今後県営事業として、平成28年度からの国事業採択に向け、土地改良法に基づく手続などの準備を進めているところでございます。

続いて、思いやりのある町政の実現について申し上げます。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業について申し上げます。

介護保険法の改正によりまして、今年4月から各市町村において地域包括ケアシステムの充実を図る改正がなされたことを受けまして、介護保険で全国一律に行っております要支援1・2の方を対象としましたホームヘルプサービスやデイサービスにつきまして、国見町では、平成28年1月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、サービスを継続することといたしたところでございます。

今後とも、段階的に多様なサービスを提供できる仕組みを整備してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、介護保険施設等整備予定事業者の選定について申し上げます。

第6期国見町介護保険事業計画に盛り込んでおります地域密着型特別養護老人ホームとグループホームの施設整備予定事業者につきましては、8月に公募をいたし、更に選定委員会の審査結果を受けまして、9月29日に、特別養護老人ホーム国見の里を運営いたします社会福祉法人厚慈会に決定いたしましたところであり、平成29年度の建設に向けて施設整備を実施することとなっておりますのでございます。

次に、国見町戦没者追悼式について申し上げます。

国見町戦没者追悼式につきましては、11月11日に香雲堂斎場におきましてとり行われ、今年は終戦から70年の節目の年にあたることから、参列されたご遺族や来賓の皆様とともに、さきの大戦で亡くなられました戦没者のご冥福を祈り、恒久平和を願ったところでございます。

最後に、国見町の継続的な維持発展について申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。

6月19日に総合戦略策定の有識者会議を立ち上げ、これまで全体会議を2回、検討部会を3回開催し、議論を重ねてきたところでございます。加えて、シンポジウムや「ママと考えるまちづくり」と題したお話会、更には小学生と中学生によるワークショップにも取り組んできたところでございます。

総合戦略に係る上乗せ交付金の取り組みでは、10月29日に計画の初版を策定し、国・県へ報告、公表したところでございます。

更に、「里まち文化ステーション」「歴史を活かしたまちづくり」を2本の柱に、4つの基本命題について、8本のプロジェクトを中心に取り組むことといたしたところでございます。5年間の計画でもございまして、成果の評価とあわせ、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、まち・ひと・しごと創生に関連しまして、10月9日に株式会社東邦銀行、10月21日に福島信用金庫と、それぞれ包括的な連携協定を締結し、金融機関の協力に係る総合戦略の推進が図れるように連携を図ったところでございます。

次に、歴史を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、阿津賀志山防塁の国史跡追加指定について申し上げます。

阿津賀志山防塁は、昭和56年に国史跡の指定を受け、平成20年からの発掘調査によりまして、従来より防塁の幅が広いことが確認されたために、国道4号線北地区及び原鍛冶西地区について、指定範囲を広げる申請を行っておりましたが、11月20日に国の文化審議会において答申がなされ、近く正式に追加指定となる運びとなっておりますのでございます。今後とも保存管理を進めますとともに、歴史まちづくり計画と連携しながら整備を進めてまいります。

更に、歴史まちづくり計画につきましては、歴史的建造物の悉皆調査を藤田地区、大木戸地区で行いますとともに、内谷春日大社の太々神楽記録保存事業、鹿島神社例大祭のガイドブック作成及びPRに努めてきたところでございます。

次に、域学連携について申し上げます。

福島大学の内容谷地区の集落活性化では、予備調査をはじめ、地区の各種行事に参加しながら、十数回の調査を行っております。

桜の聖母短大では、未来まちづくりワークショップの手伝いや発表会の開催、「もも大福」の考案、「くにみ市場」での試行販売など、本格的な商品化に向けた取り組みで協力をいただいております。

また、東京・聖心女子大においても、国見産モモのブランディングについて考察をいただいております。学生の知力と若さがまちづくりにつながることを期待いたしておるところでございます。

次に、東京くにみ会の取り組みについて申し上げます。

本年度2回目となります東京くにみ会につきましては、10月3日、東京・麴町のルポール麴町におきまして、約230人の出席をいただき、開催をいたしたところでございます。

当日は、国見産の野菜を使った料理や商店の自慢の品を味わっていただくとともに、国見の今を伝えるDVDや国見の子どもたちによる和楽器の演奏などで楽しんでいただけたところでございます。

今後も国見を応援する方々の拡大につながる事業について、引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、若者交流事業について申し上げます。

スマイル国見若人の会が主体となりまして、独身男女17名の参加により、今年度2回目となる若者の交流促進事業としてボウリング大会が開催され、大会後の懇親会も含め、楽しく交流が図られたものと考えておるところでございます。

次に、国勢調査について申し上げます。

10月1日を基準日として行われました国勢調査につきましては、各町内会から推薦いただいた調査員の皆様に協力をいただき、県に報告をいたしたところでございます。改めて、調査にご協力をいただいた町民の皆様、調査員の皆様に心から御礼を申し上げます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

マイナンバーの通知カードにつきましては、11月下旬から世帯主宛てに配達されたところでございます。受取人不在で配達できなかった通知カードにつきましては、郵便局で1週間の保管期間経過後、国見町へ返戻されることとなります。その後、町におきましては、3カ月保管する間に、通知カードが届けられるように対応してまいりたいと考えてございます。

次に、町民相談室主催による合同町政懇談会についてでございます。

町内各分野の関係者の皆様のご意見を町政に反映させるため、私との懇談会を開催してきたところでございますが、11月26日には、各懇談会に参加をいただいた皆様に一堂に会していただきまして、国見町合同町政懇談会を開催いたしたところでございます。

次に、ファイナンシャルプランナーによる生活改善相談会についてでございます。

11月28日に本年3回目の相談会を実施いたしましたところであり、今後も継続して取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案等について、その概要を申し上げます。

議案第63号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」につきましては、個人番号を町独自事務に利用できる事務の規定と関係機関同士が連携できる事務の規定を定めるため、新たに制定するものでございます。

議案第64号「国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例」につきましては、本年2月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに制定するものでございます。

議案第65号「国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例」につきましては、公共の場所における防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するとともに、町民等の権利・利益を保護するため、新たに制定するものでございます。

議案第66号「国見町子どものいじめ防止条例」につきましては、いじめ防止推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめが発生した場合に調査を実施する附属機関を設置するため、新たに制定するものでございます。

議案第67号「国見町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、猶予制度に関する規定が、地域の実情に応じて一定の事項を条例に委任されたことに伴う一部改正でございます。

議案第68号「平成27年度国見町一般会計補正予算(第3号)」につきましては、3億421万2000円を追加し、歳入歳出の総額を122億6805万3000円とするものでございまして、歳出といたしましては、地方創生推進費、農林水産業費であんぽ柿加工施設補助、松くい虫防除事業、歳計剰余金処分に係る公債費の繰上償還などが主な要因でございます。

歳入では、地方交付税、事業実施に伴う国・県支出金、特定目的基金からの事業繰入、事業充当地方債、繰越金等を見込んで収支のバランスを図ったところでございます。

以上、本定例会にご提案申し上げました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げますが、各議案の内容、計数などにつきましては、審議に先立ちまして関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、国見町道の駅建設第1回工事に係る追加提案を予定してございますので、ご報告を申し上げます。

以上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 町長提案理由の説明は終わりました。



◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

11時より委員会室において議案調査会を開きます。その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室で開催いたしますので、ご参集願います。

あすは午前10時より本会議を開きますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。ご苦労さまでした。

（午前10時50分）

第 2 目

平成 27 年第 6 回国見町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長兼 農業委員会 事務局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

原発災害対策課長より、本定例会を欠席する旨届出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成27年第6回定例会におきまして、さきに通告しておりました内容について質問いたします。

平成24年11月27日、未曾有の大震災、そこに追い打ちをかけた東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復旧・復興への町民の期待を一身に受け、太田町政がスタートいたしました。

それから3年余り、除染の早期対応、復興のシンボルとも言える役場新庁舎の完成、平成28年度オープン予定の道の駅の建設、更には、歴史まちづくりに大きな弾みとなる国見町歴史的風致維持向上計画が2月23日に国から認定を受けるという画期的なこともございました。また、義経まつりをはじめとした復興イベントの開催では、町民に確かな笑顔が戻ってきております。

「オール国見」の言葉を掲げ、行動力と実行力で農産物の風評被害の払拭に東奔西走、農家の皆さんは作る喜びをどれほど取り戻されたか、はかり知れません。このような手腕に、各方面から極めて高い評価の声を私自身、良く耳にいたします。

そこで、太田町政1期目の締めくくりの年としての抱負と今後のまちづくりに向けたビジョンについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずは、本当に今、私のさまざまな行動に対しまして温かいお言葉を賜りましたことを、心から感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

皆さんご承知のように、私は町長就任以来、「復興・絆 国見の未来をみんなで作くりましょう」を念頭にしながら、東日本大震災大震災からの早急な復旧・復興、安全・安心、活力、思いやりのある町政の実現、国見町の継続的な維持・発展の目標を掲げまして、特に復旧・復興を最重要課題としまして、また、やはり復旧・復興だけやっていたのでは、町民の皆さんの心が元気が出ないとも思っておりまして、少しでも町民の心の元気を取り戻すようなイベントなどの、元気活力事業もあわせて並行的に実施をしてきております。ご承知のとおりであろうかと思えます。

また、この3年間の間には、特に復旧・復興関係でございますけれども、住宅除染、この10月8日をもって現場の作業を終了することができました。また、県北浄化センターの下水汚泥につきましても、全量搬出の見通しがついたところでございます。

更には、先ほど話がありましたように、今年5月7日には役場新庁舎の業務を、全国で一番初めという形で復旧することができました。これも本当に、震災の復旧・復興、町のみではできません。国・県はじめ、それから多くの町民の皆様方、私の「みんな、みんな」という言葉に非常にご賛同いただきまして、さまざまなご理解をいただいて、ここまで来ておるかなという思いです。私、本当に、町民の皆様方が一生懸命やっただいておるなとひしひしと感じておるところでございます。

何とか、私も3年やってまいりまして、少しずつ光が見えてきましたね。初めはどうなるのかなと、町長になったとき、果たしてと思いましたが、何とか少しずつ光が見えつつあるなど今、実感としておるところでございます。議員の皆様はじめ、本当に町民の皆様のご支援のおかげかなと思っております。改めて感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

さて、お質しの今後の抱負とまちづくりに向けたビジョンについてでございます。

まずは、進んでいるといっても、震災復旧・復興は道半ばです。まだまだ私もやることいっぱいあるなどという思いをしております。したがって、復旧・復興を進めることがまず最重要課題と認識しております。また、正に町民の皆様方が、さっき申しましたように、復興だけではなかなか心の元気を取り戻せない。やはり心の元気を取り戻すような事業も含めてやっていこうという思いをいたしております。

更に、再生まちづくり、道の駅の整備、これもいろいろハードルがあるんですけれども、何とか買収も終わって、造成も終わって、業者もはっきり言って決まりました。あと、議会の議決をいただければスタートできます。あとは心を入れるだけです。そういう思いで今やっております、この道の駅は、やはり国見町が一番の小さい人口ですけれども、正に町の核の施設に私はなると思えますね。これを町民みんなで、この核の施設を支え合う。そのことによって、私は必ずや成功すると思っております。

お互いに心を入れて、町民の皆様方が物を持ってきて売って、そして町民の皆様みんなでお買い求めいただく。まさに結いの精神ですね。そういった思いであれば、必ず私は成功すると思っております。どうぞ議員の皆様はじめ、そんな思い、結いの思い

をベースにしながら、是非この道の駅について、しっかりと今後、心を入れてやってまいりたいと思っております。

更に、歴史まちづくり計画でございます。これについても、国から認定をいただいたので、ソフト面は今年度進めましたけれども、今後はハードの面も含めて、鋭意努めてまいりたいと考えております。

更に、地方創生、人口ビジョン、これも10月末にできました。これも非常にハードルが高かったんですが、いろいろ皆さんに一生懸命頑張ってもらって、何とかできましたので、実行に向けて、また鋭意進めていきたいと思っております。

それから、近々の課題、いろいろございます。少子高齢化、子育て支援の問題、それから国見町においては、農林商工業の振興をどうするんだという問題、更には児童・生徒、私は国見の宝だと思っています。教育の振興をどうするんだという問題もございます。そういったことも含めて、より具体的に、各事業をしっかりと、後ほど予算編成の話も出てきますけれども、とにかく来年度に向けて、こういった思いで、しっかりと各種事業を立ち上げて、今後の国見町の維持・発展に是非つなげてまいりたいと思っております。

これは何回も申し上げて恐縮でございます。私の思いは「みんな、みんな」なんです。とにかく、みんなでこの、一番の小さい国見町です。大震災の状況です。「みんな、みんな」でやっていく。そのことによって、私は必ずや、この国見町が将来に向けて維持・発展できるものと思っておりますので、ただいま申し上げましたさまざまな思いを総括する形で、この1年、頑張ってもらってまいりたいという思いをいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいま町長より、本当に国見の未来に向けた心あるお言葉に、何かとても心がほんのりとして、国見の未来の希望が見えたような気がして、とてもうれしい答弁です。

「みんな、みんな」という言葉、とてもすてきな言葉だと思います。心を一つに強いリーダーのもと、みんなで国見の未来を作っていけたらと思います。

次の質問に移らせていただきます。

町長の答弁の中にも言葉が出てまいりましたが、子育て世代に対する行政サービスの充実について質問いたします。

子育て世代は自治体の支援体制の充実や教育施設の環境整備に極めて敏感で、なおかつ、経済面を重視した現実的な考え方になってきております。この町に住んで、この町の教育を子どもたちに受けさせたいと選択肢を広げている保護者が全国的に増えております。その理由として、魅力ある行政サービスが大きなポイントになっているのが現状です。

国見町は、保育所も含めた幼・小・中一貫教育を県内でもいち早くスタートいたしました。このことは、子育て世代にアピールするチャンスであると考えます。

女性の子育て支援の立場からお伺いいたします。

ほとんどの乳幼児は、初めての集団生活の場になる藤田保育所についてお伺いいたします。

「三つ子の魂百まで」のことわざもありますが、健全育成、性格形成の重要な場として、未来の国見町を担う子どもたちのために、保育士はどのような雰囲気づくりと心構えで子どもたちと向き合っているか。また、保護者との信頼関係に自信をお持ちか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えいたします。

保育士の心構え、それから雰囲気についてお質しですが、保育所では保育士が保育理念に基づいて保育にあたっております。ゼロ歳児から2歳児までの保育でございますので、まず第一に安全・安心、それを優先させて行う、生命の維持といいますか、生命の保持が第一です。そして、健全育成及び性格形成の基盤となる情緒の安定を図ることを最重点としております。

これから社会生活を送ることになるわけですので、子ども一人一人が持っている「生きる力の芽」をより豊かに育むことを保育の目標として頑張っているところです。安全・安心、そして情緒の安定の基盤に立って、発達段階に応じて社会性を育むことになります。

本町では、先ほど議員からもありますけれども、保・幼・小・中が連携して一貫教育を目指す国見の教育ビジョンに沿って、子どもたちの発達を図ることにしております。「自ら学び、心豊かでたくましく、郷土を愛する国見の子」を基本目標として、乳幼児の発達段階に応じた保育・教育を進めているところです。

そのため、保育所は、まず一人一人の育ちを捉えた保育計画を作成しております。その計画を職員全体で共通理解を図りながら、保育に努めるようにあたっているところでございます。

保護者との信頼関係についてのお質しですが、保育所においては、まず保育士の所内研修で、自分自身の保育を振り返り、改善、保育環境づくりの協議・見直しを図りながら研修を深めております。同時に、外部研修にも積極的に参加するなど、質の高い保育を目指すことにより、信頼される保育に努めているところでございます。

また、クラスごとにお便りを発行したり、保護者懇談会を開催するなど、保護者とコミュニケーションを図るよう努めております。乳幼児の保育でございますので、密に連携を深め、保護者とともに行う保育、そういう心構えで保育の実践に努めているところです。

ただいま申し述べさせていただいたとおり、子どもの育ちと保護者の子育てを支え、家庭との連携のもとに、安定した養護・保育の営みを図ります。子どもの成長・発達を支えるために、乳幼児期の教育を保育として努めているところでございます。

しかしながら、ゼロ歳児から2歳児までの乳幼児にとっては、何といたっても、やっぱり保護者の温かいかわりが一番でございます。保育所では、家庭の保育を補うと

いう基本を踏まえた上で、保護者と連携をしながら保育を進めているところでございます。

教育委員会としましても、質の高い保育を目指すため、心を込めて保育にあたるよう、職員の指導・助言に努めてまいることがもちろんでございますが、子育ての啓蒙も含めた子育て支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいま教育長の答弁にありましたように、保育所はゼロ歳児から2歳児までということで、本当にかかわり方が大変かと思えます。ましてや、生命の維持という言葉が出てまいりましたけれども、また、保育士の皆さんの大変さも伝わってまいりました。

保育所の役割・機能は、養護から教育と幅広く、また、社会的環境の変化に伴い、保育士の直面する課題もさまざまであろうと思えます。専門機関としての取り組みが問われるところですが、保育士は藤田保育所の全ての子どもたちに公平な気持ちと目線で接していただき、専門家としての誇りと自覚を持ち、保護者の就労支援の応援団として、また保護者は、大事な大事な我が子の養育や、この時期最も大切と言われている情操教育に取り組んでいただいていることに感謝し、双方の心のキャッチボールを大切に信頼関係を構築していくことが、子どもたちにとって何より幸せなことではないでしょうか。保育所全体のスキルを上げた取り組みに期待し、次に移ります。

放課後児童クラブについてお伺いいたします。

国も放課後児童健全育成事業実施要綱を定め、本年4月1日より適用とし、女性の就労支援や次代を担う児童の育成支援を目的として実施されております。それはおのずと、施設整備の充実も重視の対象になるかと思えます。

では、国見町の放課後児童クラブの施設整備はといいますと、トイレの問題が一番に挙げられると思えます。洋式トイレが家庭に普及し、和式トイレを使えず用を足せない児童もいるとのこと。児童の健康管理の面からも、洋式トイレへの改良工事を喫緊の課題と捉えていただきたいと思います。来年度の計画として可能かお伺いいたします。このことは、放課後児童クラブにかかわっている全ての皆さんの強い要望であることをつけ加えさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

現在の国見子どもクラブは、旧藤田幼稚園を一部改修しまして、平成25年9月より、小学校1年生から6年生まで対象を拡大しております。

現在3年目を迎え、利用している児童も100人を超す状況です。さまざまな課題も出てきており、安全性を第一に考え、危険性の高い順に優先順位をつけまして、改修・改善を行ってまいりたいと考えております。

議員お質しのとおり、児童の健康管理の観点からも、洋式トイレ改修について、今後も計画的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 状況を踏まえ、よろしく願いいたします。

次に移ります。

子育て世代に対する行政サービスについては、いろんな種類があると思いますが、例えば住宅の補助、保育料の減免、妊婦への補助等について、当町の現状をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

子育て世代に対する行政サービスについてのお質しですが、子育て世代となりますと、妊娠期から18歳までの広い範囲が対象となりますので、幼児教育に関連する地域子ども・子育て支援事業を中心にお答えいたします。

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する医学的検査を実施する事業として、妊婦健康検査の公費負担を本町においては16回行っております。

子どもが生まれてからは、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問しまして、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等を把握する乳幼児家庭全戸訪問事業を実施しております。

在宅の乳幼児の保護者に対する育児支援を目的に、地域子育て支援拠点事業として、藤田保育所内に国見町子育て支援センターを設置しております。常時、保育士による子育て相談、親子遊びをはじめ、町の保健師・栄養士も参加しまして月1回行う「ニコニコ相談会」の開催、毎週水曜日の午前中、保育所を開放しまして、在宅の親子が自由に遊ぶスペースを確保して提供している子育て広場や、1年を通して活動しております子育てサークル「イキイキ子育てクラブ」、また、保護者の私的な理由で家庭での保育が困難になった場合に利用できる一時預かり事業があります。

保育所では、保護者のニーズに対応しました延長保育、幼稚園における降園後の預かり保育も、保育所の延長時間と同じ時間帯で実施しております。

放課後、保護者が家庭にいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供している放課後子どもクラブでは、小学1年生から6年生までの児童が利用しております。

子どもたちの安心・安全な遊び場として開設しました屋内遊び場「くにみもたん広場」は、多くの子どもたちに利用していただき、心身の健康と子育て支援の施設として定着しております。

次に、保育所・幼稚園の保育料については、今年度4月からの新制度により、世帯の所得（町民税）の状況や、その他の事業を勘案して算定しており、本町においては、保護者の負担増にならないよう、国基準より低い保育料を維持しているところです。その中で、保育所保育料は保育時間による減額、多子世帯の減額、幼稚園保育料は小学校3年生以下の範囲における減額、例えば、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。

また、町単独に乳幼児の育成支援事業、くにみ幼稚園通園助成事業は、就学前の乳

幼児に対して支援しているところです。更に私立幼稚園就園奨励費補助事業、児童手当、子ども医療費助成、予防接種、乳幼児健診など、国・県の制度を周知・活用し、町単独に拡大し、経済的な支援、生活の支援を行っております。

以上のように、さまざまな事業があり、その都度周知しているところですが、今後、国見町子育て支援サービスをまとめましたパンフレットを今年度中に作成し、来年度から周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） ただいま答弁いただきまして、国見町でも随分手厚い行政サービスということ、やはり町民の皆さんまで、なかなか周知徹底されていない。だから、そのことに対して、もっともっとやはり周知徹底して、理解をしていただく必要が見えてきました。

やはり、やっていることを子どもがいる世帯だけではなく、広く、通学している子どもさんがいない世帯にも周知するということは、大変必要なことであり、大切なことだと思えます。

私なりに、全国的に行政サービスで成功している自治体を調べてみました。

茨城県神栖市の例を挙げてみますと、義務教育期間6年間の給食費の約4割を市が補助、また、小学3年生までの子どもが、幼児・病後児で集団生活が困難であり、かつ保護者の事由により家庭で保育が困難な場合に備えて、神栖済生会病院内に専用保育室を設けて、1日5人まで対応しております。その他、さまざまな行政サービスを行っております。その結果、利根川の対岸の銚子市から年間300人、ここ5年間で1,500人の子育て世代が転入している現状です。このように成功している自治体もあります。

先ほど答弁の中で、ガイドブックを作るということでしたが、私もここに2015年度版子育てガイドブック、茨城県神栖市のガイドブックを持っておりますが、この1冊で、中学校卒業、あと、高校までのことが1冊で全てがわかるという、すばらしいガイドブックがあります。こういったものを是非参考にさせていただければと思います。

こういうことが、人口増や魅力あるまちづくりに直結することになると思いますので、子育て世代に対する行政サービスに生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えいたします。

ただいま課長が、本町で行っている行政サービスについては答弁させていただいたとおりですけれども、他町、他県のいろんな事例を参考にしながら、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 成功している自治体から学び取る姿勢は、とても大切なことだと思います。そこに、少子化が全国的に問題になっている状況の中で、行政がやはり積極的でなければ、その町の行政サービスの前進はないと思います。いいものを吸収する力、更に成果を上げる努力に町民は期待をしているのではないかと思います。今後とも行政サービス、大切な大切な、町長も児童・生徒は宝だとおっしゃいました。どうぞこれからも行政サービスに力を注いでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

高齢者対策について質問いたします。

1 月 1 日付新聞に、認知症の人を早期に診断し、適切な介護や治療が受けられるようにする専門医を核とした認知症初期集中支援チームを、政府は 2018 年 4 月までに全自治体に設置予定との記事が掲載されておりました。

国見町は、この支援チーム設置に向けて作業を開始したのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

ことし 4 月に介護保険法の改正が行われまして、介護予防のための地域支援事業といたしまして、認知症施策の推進が新たに位置づけられました。その施策の一つが、認知症初期集中支援チームの設置でございます。これは、認知症専門の医師 1 名と、保健師・看護師等の有資格者 2 名以上がチームとなって、認知症が疑われる方やその家族に対して、初期段階の支援を包括的・集中的に行う仕組みでございまして、国は平成 30 年度から全ての市町村で実施することとしているところでございます。

これを受けまして、国見町におきましては、このたび、公立藤田総合病院に新たに設置されました、認知症高齢者医療対策室と連携いたしまして、この認知症初期集中支援チームの設置に向けた相談・検討を始めたところでございます。検討にあたりましては、桑折町との共同設置の協議も予定しておりまして、来年度中にチーム体制の整備を行い、平成 29 年度から開始したいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 町長はかねてより、寝たきりや介護を受けるようになる前の段階が大切であると申されております。高齢化対策や介護対策は、国も重点課題として取り組んでいることは皆さんご承知のとおりです。支援チームの立ち上げで、公立藤田総合病院と相談を始められたとのお話ですが、町民の立場に立った支援チームの検討をお願いいたします。

当町においても、このことに積極的に取り組むことが、住み良いまちづくりの基本ではないでしょうか。早期の対応を期待して、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8 番松浦常雄君。

（8 番松浦常雄君 登壇）

8 番（松浦常雄君） さきに通告しておきました 2 点について質問いたします。

平成 28 年度の予算編成の基本方針についてであります。

今年度、27年度の当初予算の規模は112億3000万円、その後の補正予算を加えますと、120億円に近い規模の予算で町政が執行されてきました。

これまでに大きな課題であった住宅地の除染は半年前倒しで終了し、義経まつりはこれまでにない多くの人々でにぎわいました。また、交流の場の造成地の工事も予定どおり進み、これからは周囲の道路の改修と建物の建設へと進み、28年度オープンに向かって町民の期待が大きく膨らんでいるところです。

そのほか、数多くの行事・イベントが行われ、「国見町は良くやっているね」という声が町の内外から多く聞かれているところです。そういうことから、私は、町が未来に向かって動き出していると感じているところですが、町長は国見町が抱えている課題をどのように捉えておられるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

国見町の抱えている課題についてのお質しですが、震災以降、住宅除染を主体に、町民の皆様の健康調査、農産物等の風評対策、更に元気・活力事業に取り組んできたところでございますが、まだまだ道半ばの状況でございます。これらの状況を払拭するためにも、引き続き、これらに取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

また、これからのまちづくりにおきましては、道の駅を核とした交流の場の整備を進めまして、平成28年度中のオープンを目指し、商業施設としてはもちろん、町民の皆さんが交流できる施設として運営できるよう、財政の面からも進めてまいりたいと考えているところでございます。

更には、今後10年に及ぶ歴史まちづくり計画の具体的な整備の推進、人口ビジョン、地方版総合戦略の具体的な推進など、早急に取り組んでいかなければならない課題があると認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今年度の予算編成にあたって、つまり27年度の予算編成にあたって、町長は、基本的な考えとして3つ、更に、国見の未来を作る5つの目標を掲げられました。来年度の予算編成の基本方針については、どのように考えておられるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

まずは、松浦議員には、町政執行のいろいろな面での評価をいただきましたことを感謝を申し上げさせていただきますと思います。

本当に早いもので、27年度の予算を編成して、もう28年度の編成という時期になりました。その基本方針とのお質しでございますけれども、まずはご承知のように、これは平成22年に策定いたしました第5次国見町振興計画がございます。その振興計画、それから、この10月に策定いたしました人口ビジョン、まち・ひと・しごと

創生総合戦略、こういった計画に位置づけをされた施策を具現化する、当然そのための予算編成になるものと考えております。

また、基本的な考え方につきましては、先ほど松浦和子議員にもお答え申し上げましたように、「復興・絆 国見の未来をみんなでつくりましょう」を念頭に置きながら、東日本大震災からの早急な復旧・復興等々の目標に基づき、引き続き、具体的には除染の推進、それから県北浄化センターの汚泥の全量搬出、町民の皆さんに対する各種放射線等々の検査等、そして安全・安心の確保、それから風評被害払拭として、6次化をはじめとする国見町農林業での復興モデルの確立に取り組む。更には、今お話にございました道の駅を核とした交流の場の整備、そして歴史まちづくり計画への具体的なハードに向けた整備の対応、更には地方版総合戦略の具体的な対応が、まずはベースとしてあるものと思っております。

更には、これも先ほど申し上げましたけれども、少子高齢化とか子育て支援、これは喫緊のさまざまな課題でございますので、それなりにしっかり対応する。それから、国見型の農林商工業の振興、それから児童・生徒のための教育の振興に果敢に取り組んでいく必要があると思っております。

ただ、取り組む、取り組むといっても、その裏づけがないと、後ほど質問があるんだろうと思いますけれども、これはできないよという形になるわけでございますので、特にご案内のように、国の集中復興期間が今年度で終了するということがございますので、今後は自治体にさまざまな負担を求めることも出てくるのかなと考えておるところでございますので、ある意味で、これまで以上に財源の確保が非常に厳しい状況が想定されると思っております。

日ごろからやっておるわけでございますが、それにはとにかく、事業をやるには、国・県、そのほか、とにかく財源を持ってこいよと、財源を持ってこないよと査定はしないよという方針で、私は今までやってきていますので、基本、ベースはそこにあるんだろうと思っております。つまり、十分コスト意識を持って調整を行うということだろうと思っております。

したがいまして、復興期間が切れますけれども、いろいろな衣がえをした制度が、いろいろ今できつつあります。ですから、そういったものを十分に察知しながら対応していくことが、非常に大切なことなのかなと考えております。つまり、国・県支出金等々の十分な確保とか、あるいは有利な起債の充当ですね。道の駅も含めて、いろいろと今検討しまして、実はかなり有利な起債の対応を盛り込みました。等々、今後もやはり有利な起債の充当など、いろいろな方法、施策があると思っておりますので、そういったものを十分活用しながら、来年度の予算全体の組み立てをしてまいりたいと思っております。

特に私は、復興期間が切れるということで、来年度は初めて町での予算編成になってくるということでございますので、これは非常に、ここがベースだと私は思っております。ここでしっかりと予算編成ができないと、なかなか国見町は立ち行かなくなってしまうので、来年度の予算編成がまさに正念場であると私自身は思っており

ます。そういった意識で、先ほど申しました、コスト意識をしっかりとって、取捨選択をしっかりとしながら、ただ、国見町の未来に向けた維持・発展は欠かせない。こういったことを念頭に置きながら、しかも、何をすべきかを十分取捨選択しながら、鋭意、来年度に向けた予算編成を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今の答弁の中でも、予算の裏づけとなる財源について触れていただきましたが、たくさんの方をやっていくためにはどうしても必要なのが、その裏づけとなる財源でございます。これについては、見通しはどうか、その辺をちょっと伺いたいと思うんですが。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

国見町の自主財源の確保についてのお質しでございますけれども、町の自主財源につきましては、町税あるいは使用料、手数料、分担金及び負担金など、町自らが収納できる収入でございます。平成26年度の決算におきます自主財源の割合を申し上げますと、歳入全体の19.2%ほどでございます。

特に震災以降、除染対策等に係ります国・県支出金の割合が増加していることもございまして、財政規模も膨らんでおりますけれども、自主財源の総額そのものは、ほぼ横ばいという状況でございます。

先ほどの町長答弁にもございましたとおり、集中復興期間が今年度終了することから、ますます財源確保については厳しくなるものと認識してございます。したがって、各種の事業の取り組みにつきましては、国・県支出金の充当ができる事業により対応するほか、その中でも、なるべく補助率の良い事業が活用できるように配慮してまいりたいと考えてございます。

更に、その補助事業の裏負担となります起債につきましても、交付税措置のある有利な起債を充当できるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 復興期間が過ぎた後の予算編成で、大変難しいと今伺ったわけですが、予算の裏づけとなる財源の捻出に大変苦労なさるんだろうと感じました。

次の質問に移ります。

今年度の農作物のできぐあいと風評被害の低減の対策についてでございます。

国見町の基幹産業は農業であります。その中でも、モモとあんぽ柿と米は3つの主要産物と言えます。あんぽ柿の今年度の生産見込み数と価格はどのようになっているのか。また、昨年と比べて、どのような違いがあるのかを伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えいたします。

国見町の特産品でございます、あんぽ柿の今年度の生産量と価格等に関するお質し

でございますが、主たる出荷団体でございますＪＡ伊達みらいに確認しました数値で、震災前と比較できますよう、震災前の出荷量と価格との比較で申し上げたいと思います。

まず、出荷量の関係でございますが、震災前の平成２２年が２０３トンに対しまして、平成２６年が６６トン、約３３％の実績でございました。今年度につきましては９５トンで、震災前の約４７％の出荷見込みとなっているとでございます。２６年度と２７年度を比較しますと、約４４％の増加という見込みとなっております。

続きまして、価格に関してでございますが、平成２２年度産がキログラムあたり１，５３１円という価格に対しまして、平成２６年度産が１，４２３円で約７％の減、今年度につきましては、出荷が開始されたばかりということで、データがございませんが、おおむね昨年並みではないかと聞いているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

８番（松浦常雄君） 次に、モモの生産にとって、せん孔細菌病は大きな問題です。収穫後の防除の徹底が翌年のせん孔細菌病の発生に大きな影響があると聞いておりますが、今年度はどのような対策をとられたのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えいたします。

モモのせん孔細菌病の対策に関するお質してございますが、この細菌病につきましては、議員もご承知のとおり、特効薬のない病害でございます。それで、被害の拡大を防ぐためには、まず秋季防除のお話ございましたけれども、春には春型枝病斑の徹底的な防除と薬剤の散布、そして、夏の収穫時期には感染しました葉や果実の園外持ち出しをしての処分、収穫後の秋には徹底した秋季防除による次年度への対応などが必要となるということでございます。

そしてまた、せん孔細菌病の多発には、地形的な要因や気象条件、特に雨、風などの影響もあると考えられております。それで、町といたしましては、専門機関でございます県果樹センターや農業普及所、ＪＡ伊達みらいや伊達果実等の関係機関と一体となりまして、被害防止拡大に努めているところでございますが、技術的な部分につきましては、県や農協がそれぞれ対応いたしまして、町では秋季防除に係る薬剤費の一部助成や福島県営農再開支援事業による果樹改植の勸奨、それと果樹共済の助成などにより、農家の皆様の負担軽減も含めて、その対応にあたっているところでございます。

そしてまた、昨年７月には、町長自らが県に赴きまして、せん孔細菌病の発生原因の究明や抜本的な対応の研究、産地維持のための関係機関の協力体制の構築などを要望したところでございますが、そのような要望を受けまして、県では本年９月に「ふくしま桃の郷づくりプロジェクト会議」という会議を立ち上げまして、既存防除対策の徹底と多発要因の解明、そして新規薬剤の効果の確認、それと、効果があると考え

られております防風ネットの集中的な導入などの対策を実施しまして、国及び市町村、関係機関との連携を図りながら、平成29年度までにせん孔細菌病の果樹被害を終息させることを目標として取り組んでいるところでございます。

今後、町といたしましても、このような県の動向を踏まえながら、技術指導や生産者の負担軽減など、関係機関との連携を図りまして、せん孔細菌病の対策に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 大変努力されていることが良くわかりました。

大変難しい問題でございますけれども、町長はじめ、県との連携も図りながら進めたいという積極的な意欲が感じられました。

次に、ことしの米の生産高はどのくらいになるのか。また、農家の人々にとっては、価格の低迷が一つの大きな問題になっていると聞いておりますので、1俵あたりの価格はどのくらいなのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えいたします。

米の生産高と価格に関するお質しでございますが、平成16年以降、米の流通が自由化されておまして、市町村単位での統計の取りまとめが困難ということもございまして、町独自の数値は持ち合わせてございませんので、参考となる数値でお答えしたいと思います。

まず、生産高の関係でございますが、原発事故に起因します米の全量全袋検査での実績の数値でございます。本年度が6万4933袋で、数量にしますと1,948トンでございます。昨年が6万8382袋で2,051トン、約5%の減になってございます。

次に、価格の関係でございますが、こちらは農林水産省が公表してございます米の相対取引価格で、中通り産のコシヒカリの銘柄の価格でございます。平成27年産米の10月の価格は60キログラムあたり1万1788円という金額でございます。平成26年産米の同月の価格が9,774円でございますので、額にしまして2,014円、約21%の上昇になってございます。ただし、震災前が1万4000円前後で推移してございますので、そちらに比べますと、約20%程度低価格という状況になってございます。

それで、続きまして、低価格に対する対策ということでございますが、基本的に原発事故に起因する風評被害の部分につきましては、東京電力の賠償の対象となっております。それとまた、平成29年度までの措置ではございますけれども、生産数量目標を達成しました生産者には、1反歩あたり7,500円の国の直接支払交付金の制度がございます。それとまた、米の需給バランス等によって価格が変動した場合につきましては、認定農業者等に限定はされておりますけれども、国の実施する経営所得安定化対策による交付金により、差額の9割までが補填される仕組みなどもご

ございます。

そしてまた、町といたしましては、現在策定中でございますけれども、人・農地プランの作成による担い手の方への農地の集積、そしてまた、貝田地区等の圃場整備事業を推進し、稲作経営の効率化を図りまして、生産者の実収入が増加するような支援を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 産地の人々は、一生懸命努力して良い農作物を作っている、正当な評価がされず、安い価格で取引がなされることは、かなり残念なことであり、やり場のない怒りに駆られることが続いてきたわけです。生産者が喜んで意欲的に生産に取り組めるようにするために、今後とも風評被害の払拭に努めていただきたいと思うんですが、今年度取り組んだ主な事柄といいますか、風評被害対策について伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えいたします。

今年度の風評被害対策の取り組みでございますが、まずは農産物の安全・安心を担保する観点から、例えば柿であれば幼果期検査、それと、現在実施しております全量の非破壊検査、米でありますと全量全袋検査、春先の吸収抑制対策、そういうものを徹底的に実施しまして、農産物の安全・安心を担保していくことにまず一つ取り組んでございます。

それと、対外的な部分でございますが、町産の農産物が安全・安心でおいしいものであることを引き続き、積極的に対外的にアピールしていくことが必要でありますので、北海道や首都圏、関西圏、交流市町を含めまして、トップセールス等の事業を実施してきたところでございます。

また、更には、道の駅を核とした交流の場が来年度にオープンする予定となっておりますけれども、それに先駆けて開催してございます「くにみ市場」、それと、まちづくり会社による米やモモなどの特産品のブランド化、6次化も進んでございますので、そういう部分も含めて、風評被害対策に取り組んでいる現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 風評被害対策についても、かなり努力されてきたんだと良くわかりました。しかしまだ、風評被害の払拭は道半ばだと思います。今後とも継続して取り組んでいただくよう要望しまして、私の質問を終わりにします。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

(午前10時59分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、5番佐藤定男君。

(5番佐藤定男君 登壇)

5番（佐藤定男君） さきに通告した内容について質問いたします。

まず、来庁者に対する役場職員の対応について質問いたします。

新庁舎が完成いたしまして、業務が開始されまして半年が経過いたしました。そこで、近代的な立派な庁舎にふさわしい職員の対応も求められていると思います。それぞれの立場で一生懸命やっておられるとは思いますが、また、これまで以上に町民から好感からを持たれ、信頼される対応とはどうあるべきか。いろんな考えがあるかと思えますけれども、私自身、感じていること、思っていることについて質問させていただきます。

あらかじめ誤解のないように申し上げますけれども、以下の質問は特定の個人を非難するものではありません。役場全体の問題として捉えていただければと思います。抽象論ではなくて、できるだけ具体的に申し上げたいと思います。

各課窓口の対応についてなんですけれども、申し上げますことは、私だけではなくて、他の人も経験していると聞いています。

用事があって担当の課に行って、カウンターの椅子に座ります。でも、なかなか職員の方が話を聞きに来ないときがあります。窓口に近い2人が、時には顔を見合わせたりしていることもありますね。課内で来庁者に対して、最初の受け付けは誰がするのかは決まっているのではないかと思うんですが、それはどうなっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

各課の窓口におきまして、誰が最初に対応するのか決まっているのかというご質問でございます。基本的には、窓口にいる職員が業務担当の職員に取り次ぎ、対応することとしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今の答弁で、ちょっとわかりにくかったんですが、窓口にいる方が業務担当……わかりやすく説明していただけますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

まず、窓口で町民の方が来庁された場合に、窓口に近い職員がまず対応をさせていただきます。用件を聞いた上で、その用件の担当となる職員に取り次いで、その用を足していただくこととさせていただきます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） わかりました。

次に、最初に対応した人に用件を話してから、担当者がすぐに来ないときがあります。なかなか来ないんですけれども、取り次いだ人は、来庁者に対して状況を説明しないで、自分の席に座って、私は関係ないというふうになっている場合があります。やっと担当者が来たと思ったら、ひどいときは、「向こうのカウンターに回ってください」と言われたことがあります。

最初に受け付けた人は、「間もなく担当が参ります」とか、「恐れ入りますが向こう側にお回りください」とか、一言あってしかるべきと思うんですけれども、その辺の窓口対応の具体的な指導はどうなっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃったようなことがあるとすれば、それは指導の徹底されていない部分にもなるかと思えます。

ただ、基本的には、その窓口係の経験上位の者が、受け付けした者に対して、通常は指導・助言をしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 窓口では、いかに早く事務処理をして、かつ丁寧な対応をするかが一番の課題だと思うんですよね。そのためにはどうすべきかなんですけれども、そのための職員の教育・指導はどのように行われているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

職員の研修・指導はどのように行われているのかでございますが、まず新採用職員に対しましては、自治研修センターにおきまして、採用年度に前期・後期の研修を受けさせてございます。前期研修におきましては7時間の接遇研修、更に、後期研修におきましては4時間の接遇研修がカリキュラムとして入っているところでございます。全員が受けることとなっております。

また、採用後2年から4年目までの職員を対象に、住民サービス向上のために接遇実践講座にも参加させてございます。日帰りではございますけれども、6時間の研修内容となっております。接遇の観点から見ました窓口サービスのあり方、あるいは対面・電話での対応に対するポイント、実践的なスキルを学ぶ内容となっております。

更に、役場内での接遇研修でございますが、毎年とはいきませんが、講師を招聘しながら、臨時・嘱託員も含めて接遇研修を行っているほか、先ほども申し上げましたけれども、日常的には部署内の経験上位者が、経験の浅い職員に対して指導することとしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からも、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

窓口の対応についてでございまして、まさに議員おっしゃるように、役場の顔であるということだろうと思います。

ただいま、いろいろ申し上げられた点があったことについては、これは私を含めて不徳のいたすところでございますので、これはおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

ただ、私の町政運営の基本的な考え方、これは町民主役の町政ということで、これまで、町民の目線でという視点でやってきたのが基本的な考え方でございます。

ご案内のように、これも佐藤議員のご質問だったのではないかなと思いますけれども、即、総合窓口を設置させていただきました。そしてまた、人間目安箱、町民相談室も設置をさせていただきました。

やはり私も、いろいろ考えるところがございまして、庁議などでは、とにかく町民の身になって、町民の思いが淘汰できるような対応をやってくれと、これは後ろに課長たちがおりますけれども、1カ月に1回ぐらいは、かなり強く、実は指示を申し上げております。

また、私は1日1回、職員のところを回るんですよ。仮役場庁舎であったときも回りました。新庁舎になった今もやっております。実はこれ、私の思いになりますよ。佐藤議員とちょっと違うかもしれませんが、町民に向かう姿勢が、かなり前から見て良くなっておるなというのが実感ですね。町長になったときは、まあ何だろうなという思いも結構ありました。事前にもいろいろお話がありましたので、その思いがそういうことだったんだろうと思いますけれども、かなり良くなっておる。そんな思いを、窓口の対応とかをいろいろ見ていますし、目を見ます。行動を見ます。良くなっているなというのが、実は私の実感でございます。

それから、町民からも私にいろいろ話が来ますね。大体は、「町長さん、丁寧になったね。良くなったね」という言葉が、十のうち十ですね。という思いなので、今、佐藤議員との思いがちょっとギャップがあったので、なるほどなという思いもいたしました。

ただやはり、議員おっしゃるように、やはり相手の思いになってどうするんだということを、やっぱり常に、継続しなくてはならない。私はパーフェクトはないと思っているんですよ。やっぱり人間の気持ち、人間の行動、差が出ますよね。私もいろいろ言葉を言ってしまった、あとは、こういう行動をしてしまった、後で後悔することは良くあります。ですから、パーフェクトはないんですけれども、やはり役場職員ですから、町民の皆様いろいろとご支援をいただいておりますから、常に町民の皆さん、目線をそこに向かって、しっかり対応していく。そのことが当然求められてしかるべきであるし、今、まさに議員のおっしゃるとおりでございます。

今おっしゃられました個別の問題は、いろいろあるんだろうと思いますけれども、それについては、いろいろ考えられると思うんですね。ちょっと風邪を引いていた、体調が悪い、行動が鈍りますね。

あと、良くあるのが、個人情報とかいろいろな情報で、ぐさっと自分の思っていたことを言われてしまった、そういうときは滅入りますね。あとは、窓口の脇にはいたんだけれども、担当が偶然いなかったとか、いろいろ想定できることがあると思うんですね。ですから、それはいろいろあるんだと思いますけれども、ただ、パーフェクトがないので、なるべくパーフェクトに、ベストになるように、これは職員ともども、町そのもの全体、私も含めて、これはやっていかななくてはならないかなと思いました。

ですから、その個別の問題、ご指摘いただいたことは非常にいいことですので、即、あしたも庁議がございましたので、かなり厳しく叱咤してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの町長のお話は十分理解できました。町長の思いも、私も良くわかります。

研修・教育指導、これがどうなっているのかということで、課長から、自治研修、前期・後期とかやっていると回答がありました。それも当然、私は必要かと思うんですけれども、そういうのは、どうしても一般的な抽象的なことになりがちだと思うんですね。やはり、丁寧な対応をいたしましょう、笑顔で接しましょうということなんですけれども、では、具体的にどういう場で、どういうときに、どういう行動をとらなくてはいけないかは、やはりそういう研修では、なかなか身につかないような気がいたします。

そして、庁内においても、定期的にはやっていらっしゃるということでございますけれども、先ほど町長からも、庁議でもお話ししている、あとは、毎日声かけでその辺のことも見ようとしているのは十分わかりました。ただ、その思いが、やはり丁寧な対応と口では言っても、では具体的にどうするかが一番大切なんだと思うんですね。

課長以下、係長、そして係の方、それぞれの立場で、課長は、丁寧な対応をしなくてはだめだよでいいと思うんですけれども、その下の方、実際にやる方が自分自身で、では実際どうやればいいのかと。それをやっぱり自分自身で考えることが、私は一番大切なことなのではないかと思えます。

次のことについて質問いたします。

苦情処理体制についてお聞きしたいと思います。

10月に議会報告懇談会を開催いたしましたけれども、その席で、ある方から発言がありまして、福島から国見に住所変更しようとしたが、手続ができなかったという不満を聞きました。その他、電話対応とかで名前を何回も聞かれるとか、お互いの言い分はあるのですが、とにかくトラブルは最小限にあるべきだと思います。

そこで、いろいろ日々の業務の中では苦情も発生すると思われましても、苦情処理に対する体制はどのようなになっているかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

これも前段の質問に関連する部分かと思えますけれども、苦情処理体制についてのお質しでございます。

町の事務事業を行う上では、場合によっては苦情・苦言をいただくこともございます。そうした場合、一般的には、担当課において対応することとしてございますが、担当者、係長、課長の順で対応することとしております。その中におきまして、何に對し、どのような対応の結果、不満や苦情が出たのか、速やかに把握するとともに、どのような対応をすれば良いのか、この判断を行っているところでございます。

また、町民相談室への相談の中でも、苦情・苦言があった場合は、速やかに担当課につながることとしてございます。

とにかく、早急に対応すべきものにつきましては、担当課から相談者に連絡を行いまして、苦情・苦言に対する対応を行っているところでございます。あわせて、職員に対するクレーム対応講座ですとか、受講も勧めているところでございまして、その苦情の内容を正しく理解するとともに、その対応の基本的な考え方や具体的なコミュニケーションスキルを学ばせているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今お聞きしたんですけれども、体制は一応とっていらっしゃる。苦情があった場合の体制はいいんですけれども、最小限にするための手段ですね。例えば、苦情処理記録簿のようなものを記録して、全庁内でそれを回覧することで情報を共有するとか、そういう手段は講じているか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

ただいま議員が具体的におっしゃったような対応はしてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） いろんな対応の仕方があるかと思うんですけれども、ある意味では、私は、口頭でのいろんな情報よりも、書面にして、苦情処理記録簿のようなもので、具体的な事例を活字にして目にすることで、余計理解が深まるのではないかと申し上げた次第であります。

記録簿を作成しろということではございません。ただ、いろんな方法があると思えますので、トラブルを少なくするための方法は、いろいろ考えていただければと考えております。

ここまで、職員の対応につきまして、町長をはじめ管理者を前に、本当に僭越ながら細かい点まで申し上げました。これも来庁者、町民、そして職員が、お互い不愉快な気分にならないで、いい気持ちで接することができるよう願って、あえて申し上げた次第です。

ある政治家が「行政は最大のサービス業だ」とおっしゃっています。私もそう思い

ます。一人一人がサービス業の精神を胸に仕事につかれることを願っております。

次に、町道・林道の整備について質問いたします。

各町内会から町道の整備要望、これは毎年上がっているかと思うんですが、要望件数が町全体で何件あるか、まずお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

要望件数についてのお質してございますが、今年度はまだ集約中でございます。平成26年度につきましては、建設課ですから町道に関する要望になりますが、83件でございます。平成25年度につきましては62件、平成24年度につきましては54件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今の83件の件数なんですが、これは、いわゆる未整備の件数ということでよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 未整備といいますか、全体の要望件数でございます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 大変多い件数で、対応に苦慮されるのではないかと思います。最近3年間で要望に応えた件数と金額を、年度ごとにお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 平成24年度につきましては、先ほど申し上げました要望54件中28件が完了してございます。事業費が約1500万円。平成25年度につきましては、要望が62件で、うち32件が完了、事業費が約1700万円。そして、平成26年度でございますが、83件中30件の完了、事業費が約1000万円ほどでございます。平成27年度につきましては、650万円ほど実施をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今の答弁によりますと、要望に対して、実際に対応したのが大体半分くらいではないかと思います。また、金額についても、1000万円から1700万円で、財政面が厳しいことがうかがわれますけれども、要望した町内会ですが、一応回答はいただいているということなんですけれども、具体的でない不満があるようなんですね。その回答のコメントには、「早期に実施するには困難であってご理解をいただきたい」というコメントがあります。もっと具体的に、これはいつまでにやりますとか、これは無理ですとか、具体的に示すことはできないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

要望につきましての対応でございますけれども、議員ご承知のとおり、現在は東日本大震災後の復旧・復興期間であるということをご承知かと思えます。そういったことで、まずは住宅除染の実施が喫緊の課題であったと。そして、庁舎復旧、道の駅、その他復興プロジェクトを最優先に取り組んできております。そういった関係上、土木業者におきまして、あるいは役場の業務量についても、最大限ぎりぎりの状態で、この4年8カ月を過ごしてきたということでございます。

特に町単事業、その中でも修繕工事等につきましては、建設課といたしましては、道路通行に及ぼす危険性、更には利用頻度を勘案した中で、町民の皆様の安全・安心を担保する事業を中心に、限られた予算の中で優先すべき順位をつけて対応してきたところでございます。また、要望箇所以外につきましては、随時、道路巡視による緊急的な破損箇所などの応急修繕を行ってきているところでございます。

そういったこともございまして、実施時期などにつきましては、集中復興期間であることを踏まえ、更には補助事業や予算の関係もございまして、なかなか、いつやるとの明言はできませんけれども、震災復興のめどが立つ来年度、平成28年度以降におきましては、予算の範囲内とはなりますけれども、積極的に対応を図ってまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの答弁ですと、大震災の後の復旧・復興が最優先で、そちらの対応を重点的にやってきたということでございます。それはいたし方ないことだったと思えます。

一応、復旧・復興も完全ではありませんけれども、徐々に復興の兆しが見えています。そうしますと、今後は今までよりは、少しは町内会の要望に応えた形でできるということでのよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からも、今のご質問に対してのお答えを申し上げさせていただきます。

先ほど課長が申しあげましたように、さまざまな町内会からの要望があるということでございます。実績は課長答弁のように、半分ぐらいでございまして、これは大震災の復旧・復興を今、いろいろ大変な状況でやっていることを勘案しますと、フィフティー・フィフティーの評価かと思っています。まあ、良くやっているという言い方もあるでしょうし、いや、何だいという言い方もあるでしょうし、そこは、とにかく本来であれば、震災復旧・復興の状況がなければ、なるべくパーフェクトに近い形でやっていけたかなと、こんな思いもしておりますけれども、両方の評価があるのではないのかなと私自身は思っております。

これも今、課長が答弁しましたように、現在、除染をはじめとして、大震災からの復旧・復興、これを最優先で、さまざまな事業をやっておる状況でございます。町役

場全体の業務も非常にかさんでございますし、それから、町の事業者も非常に今厳しい状況、目いっぱい状態でやっておるのが現状でございます、この山が、私は去年とことしだと思うんですね。去年が一番予算が多かったんですが、繰り越しがありましたので、ことしが、もしかすると一番山かなと思っております。来年度は若干平準化してくるという思いもしておりますので、この26、27年度、非常に今厳しい状況でやっているのが現状と思っております。

ただ、私は予算をつけたら、あるいは何かあったときに、その枠がございましたので、とにかく安全・安心のものだけすぐやれよという指示を強くしておりました。やはり全体の中で取捨選択するとき、何かあったら困りますよね。車で陥没した道路に突っ込んでしまったら大変だ、等々ですね。とにかく安全・安心だよと、これだけは徹底的にやれよということで、それには、いわゆる予算を分けずしっかりやってきたつもりでございますので、それはご理解を賜りたいと思っております。

今後の見通しでございますけれども、先ほど申し上げました、来年度以降、少しずつ平準化されていきますので、あるいは業者の方も、少しずつ業務的にもソフトランディングしていこうと思っております。そんな状況を見きわめながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

議員の皆様ご承知のように、既に公共関係の基金を作りました。それがこれなんです。つまり、来年度以降、事業を実施するために基金を作って、今、2000万円ほど積み立てもしております。なるべく余剰金が出れば、そこに積み立てをしてやっていくと。先を見据えて、もう既にやっておりますので、とにかく平準化した段階では、なるべくそういった町内会の皆様のご要望に応えるように、先を見据えながらやっておるということでございますので、まずご理解を賜りたいと思っております。

それから、まず一つ、私、今考えておりますのは、除染とか仮置き場の設置にあたりまして、町内会長に本当にお世話になりました。各方部会、5つ作っていただきまして、その中でいろいろご検討いただいて、本当に汗を流して、いろいろと調整いただいて、仮置き場も作っていただきました。除染の順序も決めていただきました。まさに各方部、5方部がリーダーシップをとっていただいて、今回、震災の復旧・復興が進んだなという思いを、ひしひしと私、実はしております。

したがいまして、今度はそういった方部、方部のいろいろな案件がございます。この道路だめよ、ここの水路だめよと、いろいろ各方部であるんだろうと思っております。ですから、今度は各方部の皆様方になるべく十分ご検討いただいて、各方部で、これをあれしたい、このことをやっていきたいというセレクトなどもいただくような、そういったシステム化ができないか。当然町は予算をとります。町と方部会と連携をとりながら、方部会にある程度イニシアチブを持ってもらって、その順位をつけてもらって、取捨選択していただいて、執行に移っていくことも、一つの選択肢なのかなということで、今、建設課には指示をしております。そんなことも含めて、また先ほど申しましたように、財源の状況、それから震災復興の状況を十分見きわめながら、なるべく町内会の皆様方の意に沿うような対応を、今後しっかりと町としてもやってま

いりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま町長から、安全・安心を最優先に、また今後の進め方についてもお話いただきました。

続いて、林道の整備について質問したいんですが、こちらの町道整備にもいろいろかかわってくるかとは思いますが、予算化されていないために危険な状態になっているところがあるんですね。一例を申し上げますと、ことしの8月中旬に、小坂地区のある方から話がありました。その方は用事があって、定期的に林道北口線を通らなければならないんですけれども、雑草が伸びて道路を覆って、通行にとっても危険であるというお話でした。

私も早速行ってみましたが、想像以上でした。道路の路肩の白線が草に隠れて見えません。対向車とすれ違うとき、側溝に脱輪する可能性があります。早速担当課長に状況を話して、後日通行に支障のないように対応していただきました。

この林道は、萬歳楽山の登山道に続いている道路で、町内外から多くの方が訪れる道路でもあります。そして、管理者は国見町となっております。ここ数年、特に整備もされていなかったようですが、これには何か理由があるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えいたします。

林道整備の関係のお話しでございますけれども、現在、国見町には13路線で36キロメートルという林道がございます。それで、予算の範囲内で維持管理に努めているところではございますが、平成27年度の予算につきましては、林業費で、委託料に50万円、工事請負費が30万円を計上させていただいて、その予算の範囲内で対応している状況でございます。

前年度に比べますと、減っている状況でございますが、そちらの部分につきましては、今ほど町長、建設課長から答弁のあったとおりでございます。緊急を要する部分については、職員とか道路監視員の方で緊急に対応している状況でございます。

それと、多額の整備費用が見込まれる部分につきましては、年次計画等によって対応している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 林業費で、予算手当があるということなんですけれども、先ほども申し上げましたけれども、やはり毎年少しずつでも整備しないと、だんだん問題箇所が多くなってまいります。ですから、毎年幾らかでも整備する形で、私は予算化して定期的に整備すべきだと思うんですけれども、その辺のお考えをお聞きします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えいたしたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、計画的に進めていかないと、林道、先ほども申し上げました

とおり、かなりの距離数がございます。限られた予算の中ではございますけれども、計画的にそのような対応に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） あと、私の質問の予定で、整備基金の積み立てということで提出しておりましたけれども、先ほど町長の答弁の中で、公共建物ですか、道路も含まれるかと思うんですが、そのために基金を積み立て開始したということでございますので、その点については省略させていただきます。

次に、人事評価制度について伺います。

平成26年5月に地方公務員法が改正されて、平成28年、来年4月から人事評価が導入されると聞いております。導入に向けた状況についてお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

人事評価の導入に向けた取り組み状況についてのお質しでございますが、ご指摘のとおり、平成26年の地方公務員法の一部改正により、任用いわゆる採用・昇任・降任・転任と、こういった定義を明確にするるとともに、職員の任用については、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとするところがございます。

この法律が28年4月から施行されることに伴い、人事評価制度については、県内各自治体において既に導入した、または、現在検討している状況でございます。当町におきましては、現在、導入に向けての制度の内容について検討を行っており、平成28年4月からの導入ができますよう、準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 現状については、導入に向けて検討しているということなんですが、4月であれば、3カ月余りでございます。新しい人事評価制度ですので、職員と管理者、役場全体での理解が当然必要かと思うんですが、その辺、どのような形で職員に対して、人事評価に対する説明とかをなさっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

人事評価の基本的な仕組みにつきましては、能力評価、あるいは業績評価、この2本立てでの実施と言われてございます。最終的には、人材育成につながる制度であるべきと考えているところでございます。

評価する側、される側、どちらにあっても、人事評価制度を理解し活用することにより、自らの意識改革、それから能力の開発に結びつく、そして職員の意識高揚、行政サービスの向上、職場のコミュニケーション向上が図られることが望ましいと考えているところでございます。

いずれにしましても、話し合いが基本になるろうかと思ひます。制度の導入にあたり

ましては、評価する側、される側、それぞれ双方への研修を行うなど、十分な理解を図った上で実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今のお話は、人事制度に関する趣旨とか、そういうお話だと思うんですが、実際に人事評価をする側、される側ですね。職員との間に、人事評価に対しての会合とか勉強会とかはなされたんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

今現在においては、そういった職員に対する研修等は、まだしてございません。今、その人事評価の内容の制度と申しますか、組み立てを行っている最中でございまして、今後、それぞれ評価する側、される側に対しての研修なりを実施してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） まだ、具体的に職員との間のお話がなされていないということは、私の感覚としては、施行される日程から考えまして、ちょっと遅いと感じます。

ただ、役場執行部の事情も、それはいろいろあるんでしょうけれども、少なくとも、総務課長のお話のように、人事評価する側、される側、十分な理解・信頼がなければ、効果が発揮されませんので、早急に理解を深めるように、対応をお願いします。

人事評価は職員にとって最大の関心事でありますし、同時に町民にとっても、適切な人事評価が職員のモチベーションを高めて、活力ある行政執行につながるはずでございます。

3月の定例会で、村上晴夫前議員が副町長に人事制度の考えを質しております。副町長は、議員の信頼関係なくしては進まない、士気の高揚につながるような評価を目指していきたいと答弁しております。是非とも人事評価の趣旨に沿った制度が運用されますよう期待して、私の質問を終わります。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時52分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 午前中に引き続き、一般質問を行います。

7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成27年第6回定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

9月定例会におきまして松浦常雄議員から質問がありましたけれども、私は違った視点で質問させていただきます。

本年度の10月11日、18日と防災訓練が行われましたが、来年度も引き続き行われると思います。その点につきまして、今後は地区ごとで行うのか、また総合的に行うのかをお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

今後の防災訓練の内容についてでございますけれども、まず、防災について考えるにあたりまして、それぞれの町民が人生の中で、災害に対する意識、防災に対する意識を強く持つことが非常に重要なことなのかなと思っております。

ご案内のように、このたびの東日本大震災におきましては、まず、自分の身を自分で守るという自助の重要性が改めて強く認識がなされたところでございます。この自助が、まさに意識ではないかと思うんですね。自分で災害に対する意識をすることが、私は非常に重要ではないかと思っております。

このことによって、やはり災害の被害を恐らくは少なくできるのかなと思っておるところでございます。それぞれ町民が、とにかく自分の身は自分で守るんだという意識を強く持ってもらうことが非常に大切だろうと思っております。

そんな観点から、ご案内のように、「災害と自助」のパンフレットを作らせていただきました。非常にスリムでありまして、何これと思った方もいると思うんです。これは逆手なんですね。とにかく、自助とは何ぞやということをもまずご理解いただく。そのことによって、災害に対する意識をちょっとでも持ってもらえれば、そこから入って、恐らくいろいろな観点で、共助とは何か、公助とは何か認知されてくるということでございますので、そういった意味で、この自助のパンフレットを作成させていただきました。

また、同時に、ただいまご質問ありましたように、防災の訓練がございますよね。この訓練に参加をすることによって、防災の意識は、私は強くなると思うんです。ですから、この防災訓練は非常に重要なファクターになっておるかなと思っております。

今年度、ご案内のように、町では、町民みんなが参加しやすい訓練、町民総参加を目指して、各地区での防災訓練で実施をさせていただきました。いろいろと反省点はあるんだろうと思っておりますけれども、来年度の防災訓練につきましては、今年度の取り組みについて十分総括をして、数多くの町民が参加できる効果的な枠組みをやはり作っていく必要があるかなと思っております。

同時に、私は県とか日赤におりましたので、災害は広域的に発生するものがほとんどでございます。したがって、警察、消防、自衛隊、日赤などとの広域的な観点からの連携が非常に重要でございます。まさに総合的な防災訓練ですね。これもやはり随時実施をして、町民の安全・安心に対応することが必要ではないかと思っております。

ます。

就任当初、1年目に、私は総合防災訓練を実施しました。26年、27年については、町内会主体の防災訓練でございました。でき得れば、これらが十分ミックスするような形でできれば、更に相乗効果があるのかなと思っております。

実は、町内会長の役員会が今月の21日にありますので、そういったスタイルも含めて、いろいろと検討いただこうと思っております。

いずれにいたしましても、とにかく防災対策にどのように臨むか。これは行政だけではできません。町民の皆様方がそれぞれ意識をして、対応していただくことが非常に重要であります。そういった中で、先ほど申しました自助の問題、それから防災訓練がございますので、それにやはりご参加いただくということだろうと思うんですね。

私ども行政としては、それに参加いただくような、すばらしい枠組みを作ることが、課せられた課題なのかなと思っております。そんな観点から、とにかく安全・安心なまちづくりにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長から、来年度以降もやっていくと。その上で、しっかりまちづくりを、防災の部分を作っていくというお話でありました。大変ありがたい言葉というか、力強い言葉だと思っております。

今後を進める上で、今言ったように町内会長のお話とか、いろいろな動向を聞く上だと思っただけですが、今年度も、開催時期が大変重要な部分にも多少なっておりますので、その辺についても、開催時期に具体的な方向性があったら、お知らせいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） これも私からお答えを申し上げます。

ただいま申し上げました内容と若干ダブるかもしれませんが、防災訓練のスタイルですね。主に各町内会主体でやる共助による防災訓練、それから、町とか消防、警察、自衛隊、日赤などがともに実施する公助としての防災訓練があるんだろうと考えております。

また、質問にもありましたように、各事業所とか学校などが主体になる訓練、あとは、先ほど申しました自助ですね。やっぱり自分でしっかり身を守る訓練も、これは必要だと思うんですね。夜寝るときにどうするんだと、火事になったときにどうするんだとか、そういう意識も私は必要だと思うんです。出口はどこなんだと、これは自分の家であったって、その日確認すれば全然違いますね。その日その日が、やはり一つのセオリーではないかと思っておりますので、そういった自分での訓練も、これは非常に大切なファクターかなと思っております。

私の経験上、これは先ほどちょっと申し上げましたけれども、やっぱり町内会の訓練と、それから総合的な防災訓練をミックスして、それで自分も意識をするような3点セットの訓練が一番いいのかと思っております。当然、ぱーんと地震が起きた、そ

のときどうしたんだと、自分で訓練するんですね。周りの状況を見たりとか、確認をするということをやらず。それと、コミュニティでの訓練をやる、更には総合的な防災訓練もやるという3点ミックスが、やはりずっとできるスタイルとしては、非常に望ましいと思っております。

また、お質しの防災訓練の時期の問題でございますけれども、ご承知のように、今年度は小学校の行事と重なったり、2回に分離しての実施となりまして、非常に申し訳なかったと思っております。児童が参加できなかったと。これはやっぱりだめなのです。ということは、やはり今後の課題かなと思っております。

防災訓練は、先ほど申し上げましたように、総参加がどこまでいけるかという枠組みを組むことだろうと思っております。子どもから高齢者、要援護者の一部も含んでやっていくと、町民総参加でやっていくスタイルが望ましいのではないかと考えておりますので、今年度の実施時期については十分反省をして、来年度につなげてまいりたいと考えております。

時期については、やはり秋口になるんだろうと思っておりますけれども、学校行事とかイベントとぶつからない時期を今から設定して対応することで、防災訓練は先手必勝で、日程を決めてしまうということなのかなと思っております。

これも先ほど申しましたように、具体的には、今月21日に開催されます町内会連絡協議会、役員会が開催されますので、そういった中で十分ご検討いただきまして、先ほど申しましたように、なるべく数多くの町民が参加できるような時期、枠組みをセットして実施すると。そういう観点から、今後十分検討して、安全・安心なまちづくりに鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 当然ながら、多くの町民の皆様が参加しやすい時期を設定するのが一番であります。しかしながら、防災訓練に対する意識向上という点では、まだまだ地域間の温度差があるのではないかなと感じております。

ここで一例ですが、私が消防組合議会議員の研修におきまして、長野県北アルプス広域消防本部にお邪魔いたしました。その地区は、平成26年11月22日午後10時8分に、震度5、マグニチュード6.7の大地震が起きまして、全半壊520余り、負傷者が45名発生しましたが、死傷者がゼロであったということで、全国の防災モデルになった地区でありました。

その要因といたしましては、地域住民の意識の高さと、防災訓練を小まめに開催していたことだと説明を受けました。毎月防災訓練を行うべきだとは申しませんが、災害時における対応力が不可欠だと思いますが、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

防災訓練に対する住民意識の向上についてでございます。町では、災害対策基本法及び地域防災計画に基づきまして、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災

体制の充実を図り、あわせて住民の防災意識の高揚を図るために防災訓練を実施しております。

平成18年度から平成22年度までの5年間、地区単位での防災訓練を全5地区で実施した後、平成23年3月の東日本大震災以降については、平成24年度に情報伝達を目的とした訓練を実施しました。そして、平成25年度には、初めて町内全域を対象とした総合防災訓練を実施いたしました。

さらに、平成26年度からは、初めて各地区実行委員会の協議に基づく地区防災訓練を全地区で実施した中で、この2カ年の参加者についてでございますけれども、これは各自主防災会長からの報告の数字であります。一時避難場所へは、25年度の2,300人から、26年度は2,400人と増加いたしました。また、各地区の全体訓練への参加ですけれども、平成26年度、約550人から、平成27年度は約1,100人と倍増した状況となっております。

災害時には、防災関係機関の対応には時間を要する場合がありますので、地域における共助の取り組みが大切となるものであります。したがって、住民の皆様には、地域のつながりを深めますとともに、地域の防災力を高める大切な機会であるこの防災訓練に関しては、積極的に参加していただけるような取り組みを継続して推進していく考えでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 大変うれしい内容をお聞きしました。

先ほども申しました北アルプス地区の消防署みたいな形の、全てまねろということではありません。やはり何かしらのアクションと、今も作られている防災マップのフル活用が必要ではないかと思っておりますけれども、その点について、どのように考えているかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

いわゆる何かしらのアクション、そして、防災マップのフル活用というお話でございます。

現在、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ことしの防災訓練の総括の会議をそれぞれの地区で行っております。実際、ことしの反省も踏まえてということもあるんですけれども、今ある防災マップを活用してできないかということも意見としてありました。あるいは避難所の考え方も含めて、実際これからも、住民の方とお話をしながら、今ある防災マップを活用すべく訓練メニューに取り入れるなど、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の課長及び町長のお話を聞いて、是非、来年度もいい状態の中で防災訓練が開かれることを念じております。

次に、今、町民に対する意識向上もあわせて、職員の意識向上ということで、やはり町民が集まる、ここですね。新庁舎における役場職員等の防災訓練等は、どうなっているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

役場庁舎における訓練はどうかでございしますが、役場庁舎におきます消防訓練についてお話を申し上げます。

消防法第8条によりまして、学校あるいは病院、工場、事業所等、その他多数の者が出入りして勤務し、または居住する防火対象物で政令で定めるものの管理については、防火管理者を定め、消防計画を作成し、これに基づく消火、通報及び避難訓練、消防設備の点検・整備等を行わなければならないとなっております。

したがいまして、役場の新しい庁舎におきましても、こういった訓練は行わなければならないということでございます。現在、開庁から7カ月が経過したわけでございますが、現段階におきましては消防計画を作成いたしまして、所轄の消防署に届出を行ってございます。その消防計画に沿いまして、今月の12月18日に消防訓練を実施すべく、現在進めているところでございます。

当然ながら、職員の意識はもちろん、避難訓練におきましては、来庁されている町民の皆様への避難誘導を優先に考えながら、実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） この庁舎は、震災における耐震もすぐれている庁舎でありますし、前の庁舎のようにはないと思います。逆に、なつては困ります。しかし、それをあえて想定しながら行うのが訓練で、そこに町民の方々がいることも設定されます。是非とも行うべきだと考えますが、時期的には12月18日ということなんですけれども、それはやると判断してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 12月18日にやるということで今進めてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、本日は議会なんですけれども、やはり職員のみならず、きょうみたいに、3階にある議場の席も考えなくてはいけないと思うんです。やはり、こんなことを言うのは申し訳ないんですけれども、議員も含めた避難訓練を考えるべきだと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

当然、12月18日ですと、議員の皆さんがおいでにならないというところもございまして、実際に避難するにあたりましては、避難経路ですね。会議室、ある

いは議場、それぞれの職務の場所からどのように避難するのかという避難経路の図もお示しをしながら進めて、安全に避難できる体制を組みたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、総務課長の言うように、12月18日という日にちでやることはわかりましたけれども、次年度にもしやるとなった場合は、議員も含めて、やはり全員がやるんだよという意識の向上のためには、議員も含めていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

子どもたちの学校での防災教育は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えいたします。

学校における防災教育についてお質してございますが、小学校、中学校ともに防災教育の目標というのを定めております。

まず、災害時に自分で判断し、最善の行動がとれる生きる力を育成するというのが一つ。その上で、助け合いやボランティア精神などで、先ほど来出ておりますが、自助の部分と共助の部分の心を育むのが防災教育の目標でございます。

それを踏まえまして、防災教育では、目指す児童像、生徒像、こういう生徒になってほしいということで、一つは、自分の命は自分で守れる子ども、災害発生時には集団や地域の安全に役立つ子ども、共助の部分、ボランティアの部分かと思っておりますけれども、防災についての基礎・基本的な事項を理解できる子ども、そういう子どもを目指して、学年に合った内容を、各教科と関連を図りながら指導しているところでございます。

具体的に一例を申し上げますと、例えば社会科などでは、地域社会における災害・事故の防止を調べることを通じて、人々の安全を守る関係機関の働きなど、そこに従事している人々のことについても学んで、災害について幅広く考えるようにしております。

また、学校行事としまして、火事とか地震など自然災害を想定して、年に二、三回にはなりますが、避難訓練を実際に実施し、災害に応じた安全な避難行動ができるようにしております。あわせて、初期消火などの訓練をすることによりまして、二次災害防止行動がとれる、そういうことを学んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 小学校においても11月に避難訓練が行われ、中学校においても春先に訓練を行っているとお聞きいたしました。その内容を聞きますと、先生の指導のもと、意識を持って訓練に参加しているなどと思われま。

そこで、子どもたちに意地悪な質問をしました。学校での災害時における指示は教

頭先生によるものであるが、もし教頭先生がいなかったらという質問をしたら、悩んでおりました。そこを責めるのではなく、やはり、マニュアルどおりに行動できるが、もしものときの新たな対応力が必要ではないかと感じました。

その上で、防災教育はどのように考えているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、学校における防災教育の目標は、災害時に自分で判断して、最善の行動がとれる児童・生徒の育成及び助け合いやボランティア精神など、自助・共助の心を育むことでもあります。したがって、議員ご指摘のとおり、マニュアル化されていないことはできない子どもでは困るわけです。災害時にそのときの状況を自分で判断し、最善の行動ができる子どもの育成が目標です。

ただ、学校における避難訓練では、学校という場所で災害が発生したときに、適切な情報に基づいて、困難なく避難し、安全を確保することを目的として訓練するものでございますので、情報をしっかり収集し、適切な指示のもとに安全に避難する、そういう訓練をしている関係上、先ほどの子どもさんのような答えになったのかなとも思います。

どちらにしましても、社会や理科、あるいは生活科や総合、そういう時間を通じて、計画的な防災教育を進めることで、状況に応じて最善の判断、安全な行動ができる力を育成できるものと考えております。

当然、自助だけではなくて、中学生にもなれば共助の部分も十分できることでもありますので、社会や集団の中で役立つような子どもになるよう指導していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり、中学生ぐらいになりますと、勝手な行動はするべきではなく、統率を持って行動して、子どもたち一人一人に理解させるべき、そういう部分に限っては、今言った教育長のお話では、大分できている判断をさせていただきます。

その上で、では、学校での防災教育ができているとした場合に、子どもたちと地域の防災参加について、どのような考えをお持ちになっているかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

子どもたちの地域防災への参加の考え方についてのお話しではありますが、災害は、いつどこで起こるか分からない状況にあります。学校にあっては、学校での防災教育に基づく避難訓練が必要であります。地域にあっては、地域での防災訓練が必要で、子ども及び高齢者も多く参加をいただき、現に実施されているところでございます。また、大規模災害を想定して、学校等を含めた地域防災計画も立てられているところでございます。

子どもたちの地域防災への参加については、地域の危険と備えについての知識を自

然に身につけることができるため、防災意識の高揚が図られる観点から、子どもたちも参加できるよう、学校、関係課、関係機関と調整及び連携を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 確かに、災害から守るべきは子どもたち、高齢者であります。しかし、先ほど教育長も言われたとおりに、小学生の上級生あるいは中学生となれば、下級生や高齢者の補助、あるいは話し相手ぐらいは、できる能力は十分あると思います。やはり、強制的にやらせるのではなく、自ら活動できるように機会を作るべきだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、学校等における避難訓練につきましては、その目的からして、まずは自助、助かることを最大の目的として実施しております。各教科など関連を図って実施している防災教育におきましては、自助とともに、これも先ほど来答弁しておりますが、集団や地域に役立つ共助についても学んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、小学校の上級生、中学生にあつては、さまざまな活動が可能だと思います。実際に、地域防災の活動ではありませんけれども、さまざまなボランティア活動に参加している子どもたちもおります。子どもたちが自ら活動する機会として、地域防災への参加は、私は貴重な機会であると考えております。

また、保・幼・小・中一貫教育の中で、小さな子どもたちと触れ合う場面を作ったり、コミュニティスクール事業の中で地域の方々と触れ合っていることなども、自然災害のときの助け合いにもつながっていくものと考えております。

子どもたちの防災意識を深めて、自ら活動できるよう、いろんな機会を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり、全ての子どもたち、全てやりなさいということは不可能ですけれども、子どもたちの力というか、無限であります。子どもたちができること、子どもたちにしかできないことに参加し、地域住民の活動に携わることで、防災意識の向上につながると思いますので、是非応援という形をとるべきだと思いますけれども、その応援部隊としては、いろいろなものを考えているか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

学校での防災訓練、防火訓練、避難訓練、地域での活動ともに意義があることだと思います。当然、先ほども話しましたけれども、地域の活動に参画することは、子ど

もたちの防災意識の向上につながることはご指摘のとおりです。また、子どもたちが参加することで、地域の防災力とっていいんでしょうか、一層高まることと思います。

したがって、子どもたちが参加できるように、関係課や関係機関と調整・連携を図りながら、機会を作れるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育長の考えを聞きましたので、1人でも多くの子どもたちが参加できるように、是非よろしくをお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。

実は、ここに東京防災マップというものがあります。こちらは、東京都民に1人1個ずつ配られたものであります。そのブックの中には、身近な素材の活用術といたしまして、紙パックやペットボトルなどを利用した工作があります。学校での授業や、わくわく広場の中で工作なんかをすることによって、想像力の向上につながるのではないかと考えますけれども、その点について、教育長にお考えをいただきます。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

今、議員お持ちの「東京防災」は、東京に潜んでいるさまざまな災害リスクを、東京の多様な地域特性、都市構造、都民のライフスタイルなどを考慮して作られた東京仕様の防災ブックです。本書には、知識を身につけるだけではなく、今すぐできる具体的な防災アクションが掲載してございます。その一つに、生活の項目の中でございますが、先ほどご指摘のあった紙パックやペットボトルなどを使った事例が紹介されてあります。

議員ご指摘のように、身近な素材の活用術は、子どもたちの想像力を働かせ、いろんな経験をすることにより、大いに防災意識につながるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり、最初は遊び心であってもいいと思うのです。普通の生活になれている子どもたちにとっては、ここにありますように、簡易ランタン、あとは食器の作り方、簡易コンロ、パーテーションの作り方、簡易ベッド、自分も含めて興味をそそられるものがたくさんあります。また、これを親子で作れば、親子のコミュニケーションも図れるのではないかと考えております。

やはり、大人になり、自分の子どもたちに教えることができれば、知らず知らずのうちに防災意識の向上につながるのではないかと考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えいたします。

その「東京防災」を見せていただきました。本当に役に立つこと、興味のあること、いっぱい載っていると思います。

議員ご指摘のように、食器とか簡易ランタンなど、避難生活に必要なものを身近な素材で実際に作ってみる経験をする。そういうことは防災意識の向上につながると思いますし、更には、親子活動の場などを工夫して、一緒に作ってみることで、親子での防災意識の向上、コミュニケーションにも役に立つのではないかと思います。

したがいまして、学校での生活科とか、あるいは、わんぱく広場など公民館事業の中で実施できるかどうか、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 私たち大人たちは、日ごろの活動というか生活に、忘れがちであります。子どもたちの記憶はすばらしいものがあります。やはり、記録ではなく記憶に残る教育も必要ではないかと思っておりますけれども、その点について、最後の質問とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） ご指摘のとおりだと思います。

子どもたちが小さいときにやる、さまざまな記憶というのは、ずっと残るものだと思います。そういう貴重な機会をできるだけ作って、実践できるような活動とっていいんでしょうか、場の設定について、努力していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 是非、子どもたちの未来のためにというか、子どもたちがいずれ大人になってもわかるような機会を是非作っていただきたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

今回、国見町防災マップを最大限に活かして、今後も災害を最小限に食い止めるのが大切であると。その上で、先ほど町長も言っておりますように、自助及び家族のためにも、最低限の自分たちの食料を日常常備させることがもっと必要ではないか、それを推進すべきではないかと思っておりますけれども、それについてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

防災マップの活用と食料の備蓄についてでございます。まず防災マップについてであります。防災マップは、災害時の避難場所や防災関係施設の位置、注意すべき災害危険箇所などを取りまとめたものでありまして、現在は、平成25年3月に作成し、配布いたしましたものでございます。ただ、土砂災害防止法の改正に伴う土砂災害警戒区域等の指定見直しがありましたので、それを反映した内容で、さらに土砂災害警戒区域を細かな表示とすべく、防災マップを現在作成中であります。

また、食料の備蓄につきましては、現在の「国見町防災マップ」だけではなくて、ことし6月に全戸に配布いたしました「国見町防災の手引き」、そして、町長もお話

ありましたけれども、「災害と自助」の中におきまして、まずは自分の身を守るために、3日分程度を目安に家庭での備蓄をお願いしているところでございます。

防災意識の向上を図る上では、自主防災組織の活動をより強化し、継続させることが重要であります。そのためにも、自主防災組織の担い手となる人づくり、いわゆる防災リーダーの育成を、継続的に行うことが大事であります。

今後は、新たな防災マップや各種防災啓発資料をテキストとしまして、各地区ごとに自主防災会役員を対象としました研修の場を設けて、町民の皆様と連携しながら、「災害に備える」という意識の高揚を推進していく考えでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） その中で、防災倉庫の中には住民全ての食料を確保できていないことは、前に私も見させていただきました。やはり、古いものから処分していかなければなりませんので、半永久的に町民のための確保をしていかなければなりません。

そこで、先ほども申しましたけれども、できる限り各自が食料を確保していたならば、全町民の食料分が3日分あるいは4日分が増えるのではないかと。そういう意識を町民に意識してもらうためには、今もいろんなものを出していると思いますけれども、プラスアルファ何かをしなければ、今の状態を打破できないと思います。その点について、どのような考えがあるか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

いわゆる防災倉庫の関係と、それぞれの家庭での備蓄という部分になると思うんです。防災倉庫の食料については、議員お話のとおり、まだまだ足りるものではありません。

前にも質問があったときにお答えしたと思うんですが、町としましては、まず町民の1日分の水と食料を確保すべくということでお話を差し上げました。その辺については、町の地域防災計画の中で、ことしの3月に改正しましたが、その中に、町としては町民1日分の水と食料を備蓄するように努力すべきと、計画ではうたっております。

現在、予算の中ではございますけれども、その形で対応は進めているところでございます。やはり町だけでは、たとえ1日あったとしても、それだけでは足りるものではありませんので、是非とも、先ほどの答弁でもお話ししましたけれども、町民の方には3日分程度ということも、機会あるたびにお話を差し上げながら、推進してまいりたいと思います。

その上で、先ほどもお答えしましたけれども、新たな防災マップができましたら、各地区ごとに自主防災会の役員の方に対して、防災マップを資料として説明する機会を設け、防災リーダーの方に自覚していただき、それを地域の中で、自助の部分、あるいは備蓄の部分も推進していければと思いますし、町といたしましても、今まで以上に防災意識の高揚に対して推進し、努力していくつもりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 災害はいつ来るかわかりませんし、それを待っているわけではあり
ません。やはり日常の訓練意識が大切で、その積み重ねで、災害を最小限に抑えるこ
とができると改めて感じている毎日であります。

今回の防災マップはすばらしいものがあり、約300ページほどあります。この
300ページのものをそっくり作るべきだとは申しませんが、この中にも、先
ほど教育長も言われたように、すばらしいものがたくさん残っております。要配慮者
に対しても、子ども・高齢者ということですが、その中に、妊婦の方もここ
に入っております。やはり、未来の子どもを育てるのは妊婦さんもあるわけですから、
妊婦さんもこの配慮者の中に入れていたというのは、ちょっと違っているなど感じて
おります。

少なくとも、この町に必要なものはたくさんあります。今後も、先ほど住民生活課
長が言ったように、防災マップを最大限に活かすためにも、更新する場がまた来る
と思います。利用する部分はたくさん利用して、更なる防災に強い国見町の確立のた
めにご尽力をお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） さきの一般質問通告書に従いまして、これより質問します。

私は、全国的に人口減少対策、特に国見町も施設や要望など、いろんなことをやっ
ておりますが、よそに負けないような便利さはあるんですが、人口減少対策では、国
見町としてはどういう取り組みをしているのか。

私からすれば、国道4号線は走っている、東北自動車道国見インターチェンジ、サ
ービスエリア、東北本線については藤田駅と貝田駅があり、都会並みの便利さがあり、
国見町は恵まれた町だなど思っているわけです。東京とは3時間、仙台とは50分程
度の立地条件があり、そして一番、どこに行っても言われるのは、町にこれぐらいの
病院のあるところはないんだと、こういう小さな町でも藤田病院のようなすばらしい
病院を持っていると。若い人やこれから定住する人も、こういう病院があるというの
は、やはり一番安心感があるんだと良く聞かされます。

そういうのをアピールして、なかなか人口増を図るなんていうのは大変ですが、一
歩一歩やれば、年収は都会には、まだまだとは言いませんが、及ばないにしても、暮
らしやすさをアピールして、また、都市部に住んでいる人が住みたいと思うようなま
ちづくりに取り組むべきと考えております。

いろんな考えがあると思うんですが、やはり都会で幾ら給料をとっても、家のある
人はまた別として、家賃収入を払えば、2人で働いても大体1人分がなくなると。そ
ういう中で子どもを育て、そして暮らしていくのは、今、なかなか大変な時代であり
ます。

そしてまた、頭を縛られないで、こういう自然の中で暮らしたいという若い人が今、

どんどん増えていると。やはりそういうのもアピールして、そして、どういうルートで皆、地方に入っているのかわからないんですが、そういう便利さも、やはり宣伝していく考えがあるのかなど。これからも、いろんな要望があっても、人口減少がどんどん進んだのでは、それもかなわなくなると思うので、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えを申し上げます。

人口減少対策についてでございますが、今いろいろとお話しされました内容、まさにそのとおりだと私自身も思います。その中で特に、国見町は交通の要衝で、国道4号線、それからJR、更には高速自動車道等々が通っており、非常に利便性が高い町であることは、これは皆さん異口同音にお考えのことではないかと思っております。

また、この一番の小さい国見町に公立藤田総合病院、300床を超える病院があるということは非常に私もすばらしいことだと思っております、これらのことはまさに議員おっしゃるとおり、非常に国見町の強みであると考えております。

こういった中、議員ご承知のように、10月末でございましたけれども、「国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作りました。4つの基本目標、8つのプロジェクトを位置づけして、今後具体的に人口減少対策につなげていくことで、位置づけをさせていただいたところでございます。

私は、いろいろと今議員おっしゃられました、まさにそのとおりであると思いますが、今できることは何なのかを、まず真剣に考えなくてはならないだろうと思っております。そのためには、私は、まず内向き、つまり町の中をどう固めていくかが一つあるんだろうと思っております。それには、まずは大震災からの復旧・復興ですね。これをしっかりとやっつけないと、やはりなかなか、これは外から見たときに、国見町はまだまだ除染も終わっていないよ、それでは子どもをやれないとなります。ですから、まずは現在の国見町の状況を考えて、それをしっかりとクリアすることがまず私は大切だと思っております。

また今、いろいろと始まりました道の駅の整備、そして、オンリーワンの歴史まちづくり計画も認定をいただきました。ただいま申し上げました総合戦略ですね、これも重要なファクターであると考えておりますので、こういった町で今現在やっているものを、しっかりと町として地盤を固めることが、ひいては町の魅力になります。そういったことをまずしっかりとやるのが一番、私は重要なことだろうとまず思っております。

それと同時に、やはり、国見町とは何ぞやということをいろいろ発信しなくてはならないと思えますね。いろいろな面で、国見町の実態、国見町の状況、国見町はどんなところであるか。すばらしさを訴えるといいますか、そういった情報の発信をしっかりとやっていくこと、これは今、町役場を挙げて、なるべく情報の発信をしようということで、鋭意対応させていただいております。

更には、私は、この国見町を認知していただくには、交流連携だと思えますよ。国見町が一番の小さい町です。一番の小さい町でお互いにやっているのは、これはすぐ

に埋没してしまいます。ですから、これを、お互いにいろいろな面で交流し連携していくことによって国見町が浮かばれていくかなと思っております。

視点としましては、国見町の近隣の市町村がございます。桑折町もあります、伊達市もあります、福島市もあります。こういったところとの交流連携もしっかりと果たさなくてはならないと思っております。

それから、4000万人口のある首都圏ですね。先ほど議員ご指摘のように、場所が非常に近い、新幹線でも2時間半で、国見町に2時間ちょっとで来る立地条件にありますので、首都圏との連携は欠かせない。そして、友好都市ですね。今、ニセコ町とか池田町、平泉町とやっております。そういったところの連携も欠かせない。やはり、今やっているそういった全ての部分で、例えば東京くにみ会もやっております。応援団ツアーもやっております。各種イベントもやっております。人・もの・交流もやっております。今やっておるさまざまな交流に、更に更に付加価値をつけていくと。そうすることによって、国見町が認知されて、人口減少に少しでも歯止めがかかっていくのかなという思いをしております。

まず、しっかり中を固め、そして、周りとの交流連携をしっかり図っていく。そのことによって、今議員がおっしゃられたような部分が少しずつ解消されていくのかなと思っております。そうすれば、周りから、国見町は素晴らしいねという評価をいただくことになろうかと思えますし、また同時に、中に住んでいる町民の皆さんも、国見町は素晴らしいところだね、では出てかないでいいかなとなっていくと思うんですね。ですから、中をしっかり固めて、外からも来るようなスタイルをどうとるのかというところが、私はポイントなのかなと思っております。

これは、町のみでできません。議員のみでもできません。町民なんです。町民の皆様方との協働で、「みんな、みんな」でこれもやらないと、一番の少ない人口の国見町、すぐに埋没します。ですから、「みんな、みんな」でとにかく連携して、この一番の国見町を守ろうよ、頑張ろうよということでやっていく必要があるかなと考えております。

これは、今後10年、20年、恐らく、あるいはもうちょっとかかるかもしれませんが、息の長い闘いになろうかと思えますけれども、そういったことをやることによって、魅力のあるまちづくりが可能になりまして、恐らくは、素晴らしい国見町、維持・発展ができる国見町になっていくのかなと思っております。それには、最後はとにかく「みんな、みんな」「オール国見」でやることだろうと考えておりますので、今議員のおっしゃられたことが実現できるように鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、町長から答弁されたとおりで、この問題は国でさえ大変なんだから、これは大変なことではあります。やはり国見の特色を活かして、そして、農業委員会でも農地の取得を、1反歩でも農家になられるという制度を国見では作ったわ

けですから、あとは総合的には、空き家などをどう活かすかや、農産物を作って道の駅に販売するとか、仕事と何かとを組み合わせ、国見に1人でも住まれるような、住みたいような町になるようやってもらえればと思います。産業振興課長の答弁をしてもらえれば、大規模化をやらなくてはならないところ、前は5反歩でないと農家になれないものを国見では1反歩でもいろんな人が取り組まれるような制度を作ったと私は思っているんですが、1反歩にした趣旨を課長に伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えします。

通告外の質問でございますが、知っている範囲内でお答えします。

多分その制度の改正につきましては、農地法上の規制等があったものが改正されて、その中で、各市町村の独自の判断でそういう制度を作ってよろしいですよという経過があって、農業委員会で検討した結果、1反歩でも構わないというような経過であったかなと記憶してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

通告していないものについては質問しないでください。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 次のふるさと納税について質問したいと思います。

我が国見町は、わかるとおり、一般財源が少ない町であります。そのために、国見町においては財源確保に大変な努力をしていると私は思っております。ましてや現在、先ほど町長が答弁された復興財源を、いろんなものを使って、国見町では道の駅でも何でも取り組んでいるなど私は思っているんですが、やはり、いろんな欠点もあります。ふるさと納税は、全国の例としては、近くでは山形の天童でも、全国のランキングを調べてからすごいんですが、これが、ふるさと納税のバブルかなと私自身、個人的には思っています。ただこれは、やはり今の制度の中で最大限に活かして、国見町もふるさと納税を少しでも増やせるような施策ですか。ましてや今度、道の駅が出ればそこで販売する。

あとは、いろんなところの納税を見ると、あんなに返していいのかなと思うくらい返している。ただ、生産者からすれば、そこの町の農産物用品物を返しているわけですから、地元の生産者にはいいのかなと私は思っているんですが、そういう点で、国見町のふるさと納税、現在いろんなことをやっておりますが、どれぐらい現在やって、これからも増える見込みがあるのか、前から見れば相当増えたのか。そういう点もお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

財源確保のために、更にふるさと納税の取り組みを進めてはどうかというご質問かと思いますが、国見町では、震災によります東京電力福島第一原発の事故に係ります放射性物質の事故を踏まえまして、農産物の風評被害対策の観点から、ふるさと納税

制度を活用いたしまして、おいしい農産物を贈呈するとともに、国見町の農産物の普及・啓発を行うことで、国見町に寄附したい、あるいはふるさと国見町に貢献したい、そのような人々の掘り起こしと応援団を確保するために実施をしてきたところでございます。

お質しのとおり、全国的に多額の寄附、いわゆるふるさと納税を集めている団体もございます。ただ、本町の当初の取り組みの趣旨に鑑みまして、逸脱しないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

しかし、議員お質しのとおり、先ほどの当初予算の議論でもありましたとおり、一般財源の確保は町の命題でもございます。ふるさと納税の御礼といたしまして、贈呈する品々を多く取りそろえることで、ふるさと国見町を広くPRしていくことも、交流人口を増やす観点からは大切であると考えているところでございます。

現在交流しております自治体、あるいはふるさと産品の交流、あるいは道の駅開設後の取り扱い産品も含めて、贈呈品の拡大を行いながら、ふるさと納税制度によります財源確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

お質しの現在どのようなになっているかという状況でございます。

ふるさと納税の現在の額につきましては、本年度、現在まで105件の寄附がございました。金額にしますと508万円という金額で推移をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 額については少なくとも、いろんな面で使っているのかなと思っています。全国のふるさと納税で部分的に寄附してもらおうというのを見ると、国見町でもいろんなことをやっている中で、やはり未来の人づくり教育のような部門にふるさと納税を使ってもらいたい。あとは、未来につながる産業育成、若い人を育成するために使ってもらいたい、町の手づくりの商材を使って町の活性化を図るために使ってもらいたいとか、いろんな要望のふるさと納税があるんですね。

地元でも蓮池の会で、48万円ぐらいふるさと納税があり、組織で本気になってふるさと納税をしてもらって、それを自主財源にするようなこともあります。

やっぱりこれからは、いろんな要望はすごくあると思うんですが、やはり何といても人づくり教育、あとは産業育成、そして町の活性化をどう図るか。そうすると、そういうものは、町の財源から出すというのは、なかなか大変なのかなと私も思っているんですが、道路財源にしても、みんなの要望が強い。そして、どこに行ってもモモのあるところはうんと好まれるんですね。モモというのは、消費地やモモのないところからそれだけ好まれるのかなと。だから、そういうことをアピールして、ふるさと納税について町としてどういう宣伝をしていく考えなのか質問します。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えいたします。

ふるさと納税の額につきましては、今までの寄附の総額が約830万円ほどでござ

いまして、これを今ふるさと振興基金に積みながら、今後それをどう活用するのかと
いうことで検討しているところでございます。

なお、寄附をいただく段階でそれぞれ、こういったことに使ってくださいという希
望もございますので、そういったところも酌みながら、いただいた寄附については大
事に使ってまいりたいと考えているところでございます。

いかに今後PRをしていくのかでございしますが、先ほどの答弁でも申し上げました
とおり、町の当初のふるさと納税の設立の趣旨を逸脱しないように、なるべく一般財
源として活用できるように、寄附を集められるようにということで、それぞれ東京く
にみ会ですとか、それぞれ知人・友人に対して自己PRですとか、そういったものを
含めまして、PRに努めて、納税額の確保に努めてまいりたいと考えているところで
ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 町の考えをいろいろ聞かされて、本当に努力しているなど。そうい
うことで、今まで東京くにみ会もなかったと、ふるさと応援団もなかったと。都市部
の交流が随分なされているという中で、今後ますますそういうのを発信して、そして、
国見をアピールして、できれば1人、2人でもいいから、国見に住みたくなるような
まちづくりにしてもらいたいと思います。

これで最後の質問を終わります。

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後2時06分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

最後に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 平成27年第6回定例会にあたりまして、一般質問を行います。

このほど、国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されまして、今後の本町
が目指す方向性が示されました。政府の方針により、策定が半ば義務づけられた形で
の作業であり、かなりの時間を費やしたのではないかと思います。

この地方版総合戦略の策定にあたっては、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産
業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、労働団体、メディア等で構成する推進
組織で、その方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映
されるようにすることが重要とされております。

策定までの経過について、まずはじめにお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えを申し上げます。

国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定までの経過についてでございますが、国におきまして、昨年、石破地方創生担当大臣のもと、地方創生の旗が振られまして、県、各市町村におきまして地方版総合戦略と人口ビジョンを策定し地方の活性化を図るとされたところでございます。

町としましては、当然にこれは取り組んでいかななくてはならないものであったと。総合戦略に入れるのか、どこに入れるのかということでございましたので、そういった認識のもと、即座に私も指示しまして、本年の1月、私が本部長となります総合戦略策定本部を、これは恐らくこの周辺では、いち早く本部を立ち上げたかなと思っております。すぐ指示させていただきました。

いずれにしろ作らなくてはならない、つまり、総合計画も後期計画の問題もございましたので、とりあえず何か検討すべきではないかという観点から、すぐに設置をさせていただきました。4月には、その計画を担うセクションとしての総合政策室を企画情報課内に設置いたしました。

6月には、ただいま議員からお話のありました、産官学などからなるさまざまな立場の総合戦略策定有識者会議を立ち上げまして、全体会を2回、検討部会を3回など、総合戦略策定に向け、さまざまな検討を行ってきたところでございます。

あわせて、地方創生に関するシンポジウム、講演会などの開催とか、あるいは子育て支援の観点から、「ママと考えるまちづくり」と題してのお話会、更には、少子化の問題等々もございますので、小学生と中学生の子どもたちによる未来まちづくりワークショップの開催、更には8月には、町民の意識調査などを実施いたしました。まさに、この計画の中に住民参加を意識することで対応させていただきました。

更には庁内、役場内でございますけれども、取り組みといたしまして、有識者会議メンバーによる職員向けの勉強会、あるいは若手・中堅職員による検討会など、職員のレベルアップも含めた、いろいろ検討会なども開催いたしてまいりました。

こういったことで、縦横無尽といえますか、確かにかなりの、先ほどご指摘ありましたように、労力といえますか、お互いに連携を図りながら取り組んでまいりまして、10月29日、国見町の地方版総合戦略を策定することができたという経過でございます。

また、この策定にあたりましては、国から、先駆的事業を含む3100万円の交付金の決定をいただいたところでございます。実は本議会にその補正予算も計上しておりますので、ご決定のほど是非よろしくお願いしたいと考えておるところでございます。

この策定いたしました総合戦略、人口ビジョン、これは今後の国見町の活性化、維持・発展には欠かせない重要な計画と認識いたしております。国見町の町としての維持・発展のために、この計画の具現化を図ることによって、鋭意対応してまいりたい

と考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） いろいろ会議、検討会等を持たれたと今答弁があったんですけれども、その中で皆さん方から出た意見などは、ここで公表していただくわけにはいかないでしょうか。もし公表できるのであれば、お願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

有識者会議等、あるいはさまざまな意見交換の場に出た意見をということですが、一部分のみご報告をさせていただきたいと思います。

国見町では、主産業は農業ということで、誰もがわかっているところですが、この農業を発展させることが一番大切なのかなというところが出されておりました。それは、単に農協に出荷して農産物を売ることではなくて、直接消費者の方に届けるという形が、一番農産物の単価が高くなることもあり、直接農家の収入も高くなることにつながるということで、道の駅を通じての販売をきちんと整理すべきだと。その中で、ストーリーを持った販売の展開、あるいは農産物のブランド化を図っていかなくてはならないということが出されておりました。

更には、消費の拡大という点でいいますと、地産地消の取り組みもしっかりと進めようということで、学校給食での地産地消の取り組みも進めたほうが良いと意見をいただきまして、その部分も総合戦略の中に含ませていただいているところがございます。

更には、子どもたちの部分でいいますと、やはり子育ての支援、子どもたちの支援も、もちろん大切なことではあります。子育てをする世代、いわゆるママさんとかパパさんに対する支援をしっかりとやっていくことが、ひいては子どもたち、あるいは他世代の交流の支援にもつながるとご意見があり、あるいは町で進めておりますママまつり、森のおもちゃフェスティバル等でもわかってきてございますので、そういう点を進めるように、この総合戦略の中に含めているところがございます。

なお、全体の部分については、4つの大きな命題を進めるべく、プロジェクトを8つ掲げまして、その中で取り組むことで、それぞれ総合戦略の中にうたってございます。そのものが、それぞれ有識者会議で出された意見で事業を膨らませて策定したということでご理解をいただければと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 先ほど町長からの答弁もありましたけれども、総合戦略の策定については、自治体職員にとっては多くの時間を必要とするといったことから、この政府の政策については批判的な見方をしている識者もありますけれども、今回策定にあられた皆さんには、本当にまことにご苦労さまと申し上げたいと思います。

この策定費用については、国で負担するものと認識しております。また、早目の策

定であれば、上乘せ支給もあり得る旨の情報もありますけれども、先ほど町長が 3100 万円とおっしゃったんですけれども、改めて質問させていただきます。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

策定費用につきましては、本年 3 月定例会にて補正をお願いし、繰越明許の議決をいただきました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型というもので措置をされてございます。この交付金は、地方創生先行型と住民生活等緊急支援、いわゆるプレミアム商品券などの事業で構成されているものでございます。

次に、上乘せ支給の件でございますが、これは先ほどの交付金の上乗せタイプということで、タイプⅠとタイプⅡに分かれてございます。双方とも国見町におきましては、8 月末までに実施計画を提出し、タイプⅡにつきましては、10 月末までに総合戦略を策定した場合には1000 万円の交付、更に、この部分を見ますと、県内では17 市町村が交付決定を受けております。更に、タイプⅠにつきましては、国が設置する有識者による評価委員会で採点評価を行い、先駆的事业と認められた場合に交付されるとされているものでありまして、県内では11 市町村が交付決定を受けてございます。

国見町は、タイプⅠ、タイプⅡの双方にエントリーし、タイプⅠにつきましては、先ほど町長の答弁でもありましたが、先駆的事业との評価を受けたことから、総額で 3100 万円の交付決定を受けたところでございます。先ほどの町長の答弁のとおり、まち・ひと・しごと創生に関する増額の補正をお願いしてございますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11 番（浅野富男君） 今回の、いわゆる地方創生になりますけれども、議会といたしまして、去る 10 月 22 日に郡山市におきまして議員研修会がありまして、こういった話を聞いてきました。その中で私が感じたことについては、この計画では、人口ビジョンと、そして総合戦略という 2 つの作業があったわけなんですけれども、その中で、人口減少の問題については 40 年も前から発生していたことであり、また、人口の東京圏への流入政策で地方圏の過疎化が進んだことから表面化することになったと。そこでとられた政策が、地方創生になります。

これまで東京圏に集められた生産体制を地方圏に移して、均衡ある社会を目指すのが狙いとなっていると。人口を増やすために地方に若者を移住させることと、都市圏に増え続ける老人もまた地方に移そうという発想のようである。そのために地方消滅論をあおり、子育て施策の地方への押しつけ、また、老人介護施設についても地方圏で行う戦略であると。しかし、これもまた、若者が簡単に地方へ移住するか、老人が地方圏で受け入れられるだけの財源保障があるのかが課題となるということで、これは私が感じたことをこのようにまとめているところなんですけれども、今回の計画策

定にあたりまして、町として特に重点的に考えた部分があったのか、あるいはなかったのか、まず質問させていただきます。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

重点的に考えたことということで、端的にお話をさせていただきますと、やはり国で基本的な方針として掲げました、地方で安定的な雇用を作り出すということ、更には首都圏から地方への人の流れを作り出す、3つ目が、若者の子どもを出産し子育てをするという希望をかなえるということ、4つ目が、地域と地域を結んだコミュニティネットワークを作るということ、この4つが国の示した命題であります。実はこの4つとも、私どもの町にもしっかりと当てはまるものだと感じてございます。

有識者会議の中でも、まずは議論の中では、まち・ひと・しごととなつてございますが、仕事づくりをしっかりとやらなくてはならないということが出されておりました。私ども、先ほど申し上げましたが、農業、道の駅を核として、農・商・工のバランスのいい部分を打ち出していければというところで、特に農業に力を入れて考えていたところでございます。

それから、やはり子育て世代の支援と、これも先ほど申しておりますが、そのネットワークを作って、まさにママが一番自分の子どもを守りたいという気持ちの強い時期でありますので、そういう若いママさんやパパさんに訴えかける施策を打っていきたくたい。それが、ママのコミュニティネットワークを作って、国見は子育てのしやすい町だと、もう一つは、ママに優しい町だということをおわかっていただいて、すぐには実現はしないと思いますが、これも一步一步進めることによって、結果として国見に移住される方が増えてくればよいなど。そんなところを重点に考えて記載をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今後、この方針、計画に沿って、町の事業が進められていくと思いますが、政府が示した指針では、財政の支援では住民負担の軽減措置は既存事業への支援であり、新型交付金の趣旨には沿わない等の縛りがあると認識したわけなんですけれども、この点で、町としてはどのような対策で、今回の計画を立てたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生に係る交付金でございますが、住民負担の軽減に充当できないかという趣旨のご質問だと考えます。

ご質問の交付金につきましては、先ほど答弁いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型の件であります。国の交付要綱において、地方版総合戦略の策定に係る事業、もう一つが、地方版総合戦略に位置づけられるものと規定されてございます。このため、目的外の事業への充当はできないもの

となつてございます。

議員お質しのとおり、まち・ひと・しごと創生の制度そのものについては、さまざまな意見があることは承知いたしているところでございます。しかしながら、人口減少が日本全国で現実に行き起きている問題でもあります。町としましても、政策の是非ではなくて、震災や原発事故からの復興・再生の観点、更に国見町の維持・発展に向けた取り組みという観点で、住んでいる方が幸せを感じるまちづくりを進めるために必要な事業、必要な財源であると認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、確認の意味になりますけれども、既存事業に当てはめるようなことはできないということによろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

既存の事業に充当できないかでございますが、総合戦略につきましては、4つの命題を実現するために8つのプロジェクトを組んで、それぞれ細かな事業を挙げてございます。これらは全てが新規の事業ということではなくて、今、国見町がまさに取り組んでいる事業を入れ込んだ、政策をパッケージ化したものと、ある意味では言えます。

このため、現在行っております道の駅の安定的な運営に関する件でありますとか、先ほどの農業者の農家の収入のアップの部分であるとか、あるいはママまつり等の開催の部分であるとか、そういうところも含まれてはやってございますが、住民負担の軽減という点につきましては、今回の地方創生の取り組みが、前にありましたふるさと創生などの取り組みとは違ひまして、人口減少によって日本そのものの経済規模の縮小、更には地域をどういうふう維持していくのが根本的な命題で、これを政府が国を挙げて取り組むということでもあります。その証左が、国の今の厳しい財政状況の中にあつて、特別立法、更には税財政措置を含めたことだと認識をしております。

人口減少を抑制するための命題であります、先ほどからお話をしている雇用の創出、首都圏からの人の流れを作る、若者の希望をかなえる、地域と地域を結ぶネットワークを作る、この4つの基本目標を実現すべく取り組まれる今回のまち・ひと・しごと創生は、ラストチャンスとも言えるものでもあり、町としても、国見型の創生を危機感を持って取り組もうとするものでございます。

住民の負担軽減は、今を生きる私たちにとってはプラスになると思われませんが、今回の創生事業、数十年後にこの地に生きる人々に幸せ感を抱きながら住み暮らしていただくための環境を作ることだと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） さきに公表されました今回の国見町の総合戦略によりますと、た

だいま答弁のとおりなんです、これまで本町が進めている計画、いわゆる第5次振興計画等いろいろなものが入っておりました。もちろんこれらについては、当然進めていかなければならないと思っているわけですが、特にこの多数の項目がある中で、例えばということで通告してあったんですけども、人口増との関連で、子育て支援等に重点を置くなどとした政策の展開ができないのかであります。

今、それぞれの自治体では、独自の政策などを打ち出しまして、その自治体の特色などをいろいろアピールしながら、施策を進めている現状もありますので、そういったことに利用できないかとか、使えないのかということでの質問であります。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えいたします。

先ほど来答弁をしてございますが、総合戦略の基本目標は、仕事づくり、交流づくり、あるいは地域を活かしたネットワーク、地域交流の拠点づくりと、これが町の掲げました基本目標ということになります。お質しの人口増との関連で、子育て支援等に重点を置いた施策ということでの部分であります、浅野議員ご指摘のとおり、総合戦略においても、子育て支援については重要なプロジェクトと位置づけているところでございます。

先ほどの答弁と重なりますが、ママの応援プロジェクトを進めようとしてございます。子育て世代のママ、パパが抱えている悩み、希望をかなえるために、里まち文化ステーションも活用して、ママのネットワークを創出することで、ママに優しいまちづくりを進めたいとするものであります。

町はこれまで、ママまつり、森のおもちゃフェスティバルなどの事業を通じて、ママへの応援が子どもへの応援にもなる、更には他世代の交流にもつながる可能性を見てまいりました。総合戦略に位置づけたことによって、さまざまな可能性を追求して、人口減少の抑制につながる取り組みとなるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、子育て支援のそのほかの部分につきましては、これは幼児教育課で所管いたしまして進めている事業、先ほど一般質問の答弁にもありましたとおりでございますので、ご理解をいただければと思っております。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この総合戦略、いわゆる5年間という長い期間で進めていくものだと思っております。今決まったことが固定的なものではないこともあり得るんだろうと思っております。

5年間の中で、今言いました子育て支援も含めまして、いろいろ検討を加えながら進めればいいのかと思っておりますので、これを申し述べて一般質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。午後2時50分よ

り議員による議員懇談会を委員会室で開催いたします。引き続き、広報常任委員会を委員会室で行いますので、ご参集願います。

なお、明後日は午前9時より議会運営委員会、9時15分より全員協議会を委員会室で行い、午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後2時40分)

第 3 目

平成27年第6回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第63号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 第 2 議案第64号 国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例
- 第 3 議案第65号 国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例
- 第 4 議案第66号 国見町子どものいじめ防止条例
- 第 5 議案第67号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第68号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 常任委員長報告
 - 陳情第 9号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書

（追加日程）

- 第 8 議案第69号 工事請負契約について
- 第 9 発議第 6号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書
- 第10 議員の派遣について
- 第11 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会計課長	菊地富子君
総務課長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税務課長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局局長	佐藤克成君
まちづくり 交流課長	引地 真君	建設課長	阿部正一君
上下水道課長	遠藤喜正君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇議案第63号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第63号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第63号、国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの条例でありますけれども、この条例を定めるにあたって、行政を執行する上では非常に便利な番号制度ということも言われていると思っておりますけれども、昨今、この制度についていろんなことが言われております。あちこちで情報が漏れたとか、個人のプライバシーまで侵害するのではないかとといったことが言われております。そうしたことで、今、一番心配なのは、やはり情報が漏れるというところで、どこまで本当に安全が確保されるのかが議論的ではないかと思っております。その点では、町として本当に完璧なことができるのかどうか、そういった意味ではどのような対応、あるいはどのような対処をしているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 浅野議員のお質しでございます。

ただいまお質しにありました個人情報の保護についてどういったことができるのかという内容でございますが、この条例のほかに特定個人情報を保護する条例で規定してございます。その中には当然、町の職員の責務なり取り扱いについてセキュリティーを守るといったところが入ってございまして、それを完全に履行することで安全対策をしてみたいと思っております。

システムの方法につきましては、企画情報課から答弁させていただきます。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

プライバシー、更には情報が漏れないようにとのお質しでございますが、9月の定例会でも申し上げましたが、番号法の施行に伴いまして、個人情報、特定個人情報が

漏れないようにする対応について、システム面からも対応してございます。現在では、インターネットと個人情報のシステムを分離いたしてございます。更に、これからその分離の部分について徹底をするということで対応も考えているところでございます。システムから漏れない、もしくは標的型攻撃をされて悪意のあるウイルス等が入ってきても、情報を外に出さないということで、システムの構成を考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 確かに今、言われたようなシステムを構築しているとは聞いております。しかしながら、いわゆる電子情報といいますが、これらについて完全に防護できる、あるいはセキュリティーが完全だといったことは不可能ではないかというのが今の時代の流れではないかと考えております。こちらでセキュリティーを作ると、それを破るといいますか、それを上回るプログラムで侵入すると。そういう形も出てくる状況が、今現在進行しているIT分野の流れではないかと思っております。そういう意味で、さっきも言いましたけれども、行政執行でなくてはならないとは思っておりますけれども、そういったことが保障されるような形といいますが、完全にできるようなところまで行った段階でも、これを執行するのはできるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

システム上の件につきましては、浅野議員ご指摘のとおり、完全なものはないのではないかとございまして。私どもも、9月の定例会で申し上げましたが、セキュリティーに関して最大限の対応はすることで考えてございしますが、それが100%安全であるとは言いきれるものではありません。そのために個人番号のシステムについては、インターネット系のネットワークと完全に切り離して対応することにしてございまして、いわゆる番号法でのシステムにインターネットから侵入することは、今は考えにくいと思っております。

ただし、今回提案の個人情報の提供に関する条例の部分で言いますと、番号法に定める事務、更には町独自の事務についてきちんと規定をすることで、職員、人のエラーをなくすという趣旨でございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの答弁で、やはり完全なものはないということが一つ言えるのではないかと思います。そういった意味から、この条例のもとになります行政

手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー制度を来年1月から実施しようとしております。これは社会保障・税・災害対策の行政手続で利用されるとされていますが、金融口座や医療情報への活用も行われようとしています。

また、将来的にはさまざまな制度に連動させようとしております。制度自体やその利用目的などにおいて多くの問題点が指摘されております。1つには、国による監視・管理が強められ、資産調査による税徴収強化や社会保障給付の削減につながるおそれがあるということです。政府は、行政の効率化や国民の利便性をうたいますが、国民へ更なる負担を強いるための道具となり、個人情報丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大する制度と言わざるを得ません。

更に、個人情報保護の理由により、マイナンバーを扱う事業者に対して厳格な管理体制を強要し、漏れた場合の罰則を強化するなどしています。小規模の業者にとってマイナンバーを管理することは大きな負担となり、経営にとっても大打撃となります。国民監視を強め、中小業者の営業を困難にするマイナンバー制度の実施を延期し、マイナンバー法の利用拡大は取りやめることを求めたいことから、本条例には反対するものです。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま反対の立場からのご意見がありましたけれども、マイナンバー制度は国の施策として始まっております。確かにいろいろ詐欺まがいの件やナンバー法に関する皆さんの不安とかも報道されておるところでありますけれども、今後の行政執行において、確かにマイナンバー制度は町民、市民、国民の役に立つ部分もあるわけでありまして、今後の情報化社会においては、やはり必要なものではないかと思えます。当局側としましても最大限のセキュリティーをもってやるということでございますので、それに向かって進めていただければと私は思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。

それでは、これから議案第63号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第64号 国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第64号「国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第64号、国見町空家等の適正管理及び活用促進に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま課長から説明いただきました。その中で、第2章第8条における空き家対策の対策協議会を設置するとなっておりますけれども、これは当然、1月1日の施行により、そこから逆算というか、やると思うのですが、いづろにこの協議会を設立して、実際の動きはいづろから考えているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

条例の施行日が1月1日となっておりますことから、それ以降になりますが、現時点でのスケジュールといたしましては、現在並行して検討委員会で空家等対策計画の素案づくりをしております。その素案についての一定の原案が固まった時点において、この計画自体を最終的に協議会に諮問するような形になろうかと思っておりますので、早ければ1月中、下旬か、もしくは2月中には協議会委員を含めて選定いたしまして、協議会の開催が行われればいいのかと考えております。

ただ、計画のほうの素案自体がまだ策定途中ということもございますので、その辺は若干流動的になりますが、年度内には協議会の設置並びに計画の策定までいければいいのかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、こちらの第1条におきます「空家等」という部分に関しては、衛生、景観等の町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、このような条例を作るんだとなっております。その上で、去年、住民生活課では、空き家対策ということで、空き家の中の調査をしていると思います。それをもとにして見ていただければわかると思うのですが、やはり景観に非常に影響を及ぼしているものが町の中に一つあります。それは、今までの状況ですと、個人の財産であり、それらに対して町が執行することは不可能であるという回答でありましたけれども、今後は、この条例を制定することにより、景観上で大変物が悪い、景観上良くないと感じているものは行政執行でも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

この条例の趣旨、特措法に準じての条例の制定になりますけれども、原則は、ご説明申し上げましたとおり、個人のものについては自決をするのが基本であるということになります。

ただ、昨今のこの空き家の増え方の状況もあって、行政として何か個人の財産に手を入れると言ってはおかしいのですけれども、何かできることはないかと国会で議論になったこともありまして、その中で調査をして、特定空家として認定をして、更に指導・助言を行って、更に措置命令をしてという順番で、基本的には、持ち主の方に是正を求めていくことが原則となっております。それでも、どうしてもできない場合について、もう所有者がいない、わからないですとか、そういった状況で放置されているような空き家があった場合については、最後、行政側に代執行をできる権限があるということです。あくまでも基本は、個人の財産は自分で処分をするのが原則だよと。ただ、このような状況もあるから、最終的な手段を行政側に持たせようということが今回の条例の大きなスキームになっていると私は理解しておりますので、そのようにお考えいただければありがたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 空き家の定義について、第2条で「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とありますが、この期間というのは、使われていない住居が半年なのか1年なのか、こういう期間もやっぱり判断として重要だと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 期間については、一概に定められないものと考えておまして、当然、所有者との情報交換によりまして対応しなければならないし、あと、計画に定められますけれども、一定の特定空家を判断する基準が必要になります。それを点数制度にして点数をつけるような格好になるだろうかと思いますけれども、客観的にまずそれで評価をして、立入調査をして確認する作業が出てくるので、すぐ、入っていなかったからどうだとか、何回行ったからどうだという、長く空き家になっていても状態がいいものは、当然、特定空家になりませんし、ぼろぼろになって住んでいて、あいて1日しかたっていないけれども、もう住める状況ではないというものがありますから、そこは一概に判断はできないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これは、定義からいうならば、最も重要な判断を示すわけですから、最後まで。そうすると、ガイドラインというのは、結局、定義の2項の特定空家に関しても恐れがある、例えば、危険となる恐れがある、あるいは衛生上有害となる恐れがある状態と。「恐れ」と必ずつけてあやふやに定義しているが、もっとしっかりとした定義はできないのか伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） この定義につきましては、特措法に準じて定義をさせていただいておりますので、これ以上の定義づけは難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

6 番村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 空き家対策がやっと動いてきたと私は思っているのですが、その中で、地元からすれば、あの家が使われていなくて、まさに壊れる寸前だと。周辺の方は迷惑をこうむっていると。そういうものは当然、空き家の対策でやらなくてならないと思うのですが、言葉は悪いのですが、持ち主が、例えば解体する能力がなくて、土地もその建物の所有者でないと。そういうものが出てくれば、当然、解体がなされなければ周辺に迷惑がかかると。そういう場合は町で代執行して、その支払いの費用は出せるのか、または国で出せるのか。

あともう1点は、空き家とまた違う面で、例えば火事になって、そこが全然整備されていないと。そうすると、これは家でないから、空き家のところに該当になるのかならないのだから。あと、その周辺の迷惑からすれば、当然、町でやって、そして、その後、土地の所有権をどうするのか、それを地主との兼ね合いで再利用するのか。

あともう1点は、空き家の中で解体ばかりの、今、質問したのですが、住民生活課で調査した中で、再利用と言っては悪いのですが、その空き家を今後、持っている人が貸す用意があるのか、そういう考えもあるのか。ただ構わないで5年、10年たって、空き家として解体するようになる前に再利用できるのか、何かそういうものも調査しているのかどうか、質問します。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

原則、第3条に書いてありますけれども、基本、当事者間における解決が原則です。あくまでも、町は最終的な代執行については大変慎重に判断をせざるを得ないと考えております。基本は、やはり民間、個人のもので。個人のものに行政がどこまでかかわるのかというガイドラインは必要ですから、この条例ができたからといって全てが解体できるという話にはならないこととなります。当然、費用もかかります。震災後の災害廃棄物処理事業のように事業があれば、それにこしたことはないのですが、そういった事業とは全く別のものでございます。あくまでも当事者間における解決が原則になりますから、そういったことをご理解をいただきたい。

また、跡地についても一応対象になりますけれども、これも原則、やはり所有者に対する指導・助言、勧告、措置命令を踏まえた上での措置になりますから、最終的な判断の権限については、協議会で判断するようになります。

あと、再利用につきましては、そこまでの意向調査を全てやっているわけではございません。あくまでも目視で確認をして、あと各町内会等の情報を集めた中での部分の調査ということで、今後は、その部分につきましては、個別に対応しながら、利活用できそうなものにつきましては、町がこれから策定をする空家等対策計画の中でその利用方法、地区ごとの利用方法なりも含めながら検討して、個別に対応して、その

マッチングを図っていく必要があるのかなど。その中でやっぱり一番重要なのはデータの集積です。データの集積、更には空き家バンク等の設置も含めながら、この計画の中にうたい込んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） この際、村上正勝議員に申し上げますけれども、一問一答が原則でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第65号 国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第65号「国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第65号、国見町防犯カメラの設置及び運用に関する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 防犯カメラの設置ということで、やはり防犯カメラをつけることによって抑止力が大変アップするのかなと思います。その反面、プライバシーの部分が相当相反して大きくなるのではないかと感じております。その点についてどのように対応するのか、そして、個人的につけている方に対してどのような指導をするのか、その点、2点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 当然のことながら、個人のプライバシーは守られなければならないということで、本条例の制定の趣旨は、そこをやはり一番重要に考えているということでございます。この条例がなければ、町の土地、道路等に占用したいとなってしまうと、そのような判断をする可能性があるということで、一定のガイドライ

ンを作る必要があったため、今回、条例を提案しているということになります。

そういったことで、規則に定めていきますけれども、設置の基準、要するに録画をしなければ問題はないのですが、録画をするということは、個人情報や蓄積することになるので、そこについては、やはりきちんと制限をかける必要があるだろうということでもあります。

当然、設置するとなれば、道路に設置する基準がございます。道路の占用に関するいろんな制限がございますので、その中できちんと町として判断をして、カメラをつける向きなり画角なり、人の家が映っていないかどうかのチェックを行いまして、そこはきちんとプライバシーに違反していないかどうかをチェックすることになります。当然、違反事項が見つければ勧告して、撤去するなり何なりという道路管理者としての責務を果たしていくことになろうかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この設置条例については、いいことばかり書いてあるのですが、では、防犯カメラを設置しなければ、逆に町は安全で安心した社会を実現できないのかと、こういう基本的なことを伺いますが、何でかんでこれをつけなければ、安心・安全な社会を築けないのかということについて伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） この条例の趣旨でございますが、防犯カメラの設置を義務づける条例ではございません。あくまでも町も含めてですが、町のほかに民間の町内会なり商工会とか、そういった団体が公共用地につけるような場合について、要するに、防犯意識の高揚を図るために、そういった団体が自分の土地ではなくて公共用地にどうしてもつけなければ、そういったものできないといった場合に、その制限をきちんと図ろうということであって、この条例がなければ防犯意識が図られないといったことではございません。逆にいえば、私有地であれば、この条例は適用になりません。自分の土地につけるものですから。

ただ、自分の土地に防犯カメラをつけて他人の家を見れば、これは当然、刑法上の問題になりますけれども、自分の土地以外の公共用地、町でいえば、道路なり役場とか、ほかの公共用地もいっぱいありますけれども、そういったものに立てなければ監視ができないような場合については、こういったガイドラインでやっていただきますよと定めているということでもありますので、この条例がなければ、防犯意識の高揚が図られないとのことではないので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

3番井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） この防犯カメラの設置に対しては、私は非常に賛成するわけですが、国見町は景観形成、非常に美化が進められている町として私も自慢してい

るところでございますが、不法投棄が非常に多うございまして、その点についても、この機会に防犯カメラの設置に並んで不法投棄場所にもこの設置が可能なのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） この条例が適用になるのはあくまでも公共用地でございます。

公共用地ですから、一つの例を申しますと、今、井砂議員おっしゃられたように、不法投棄の場所で、そこを監視するところが町道であったり、林道であったりということであれば、町が設置するのであれば、それはそれなのですけれども、そうではない民間団体がやる場合については、この条例を適用する基準によって設置することは当然可能になると思います。現在ですと、ご存じのとおり、鳥獣被害等があります。イノシシが出てくるところにカメラをつけるとか、そういったこともその団体によっては可能になるのかなど。それは、基準をクリアすれば、その部分については、要するに町道については道路法ですから、道路法に規定するものを阻害する要件にならなければ、当然、そこは、建設課サイドとしては、出された基準をきちんと検討して、出せるものについては許可を出していくと。そのような形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 防犯カメラということで、カメラでありますので、個人が特定される写真も撮れるのだらうと思います。それで、第9条、勧告等ということで規定されておりますが、これに従わない場合について、勧告のみであって強制的な措置はないような気がするのですけれども、このように従わない場合というか、従ってもらいたいというのはあるのですけれども、従わない場合についてはどのような考え方でいらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） この条例に基づく部分としては勧告ということになります。ただ、一方で、道路法に基づく道路占用の問題がありますので、そちらで当然、従わなければ撤去するし、契約の更新はしないといいますか、許可の更新はしないということになるので、別の条例でそれは担保されていると判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに。

6番村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の防犯カメラは、当然設置されていると思っていたのですが、これから設置及び運用に関する条例と。当然、これがなくとも、学校だの何だのの公共用地には町でそういうものをつけておいたのかどうか。

あとは、民間は、恐らくスーパーでも何でも、これは犯罪防止を目的についていると思うのですが、今後、町で取り組むならば、道の駅ができれば、当然そういうもの、

あとは、現在、役場のところにはついているのかどうか。今後、どういうところに設置するのか、その点をお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 村上議員のご質問にお答えしますが、役場として設置をするために条例を作っているわけではございませんので、そこはご理解をお願いしたいと。

ただ、議員お質しのとおり、道の駅は当然できます。道の駅は監視カメラもつくようになるということで、それを踏まえての条例の整備ということも1点はあろうかと思えます。

あと、現時点で録画できるものとして機能しているものは、多分、観月台文化センターのみであろうと。学校等には録画できるものはございませんし、ただ見るだけのカメラと。見るだけのカメラについては適用除外ですので、録画できるものについては、観月台文化センターということになります。ですので、観月台文化センターにつきましては、当然、この条例の適用になりますので、この法施行後に基準を一応提出いただくことになろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 役場庁舎における防犯カメラの設置状況とのお質しでもございましたが、庁舎内には防犯用として設置してございます。それはモニターで確認できるように設置はさせていただいておりますので、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 観月台文化センターにおきましては、記録媒体付きの防犯カメラを設置しております。現在、それで運用しておりますが、この条例以降につきましては、この基準に基づきましての運用を図りたいと考えております。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第66号 国見町子どものいじめ防止条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第66号「国見町子どものいじめ防止条例」の件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第66号、国見町子どものいじめ防止条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） いじめ問題につきましては、前にいじめ防止推進法によりまして、いじめの防止、また、不幸にして発生した場合の体制を整えるということでこれまで来ているかと思うのですけれども、私、今の体制でもう十分に整っているのではないかと個人的には思っているのですが、改めて条例を制定して、このいじめ防止条例にあたるその理由、考えをお聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

前の議会でもたびたび答弁させていただいたとおり、いじめの防止、それから、不幸にしていじめが起きた場合の対策については、第一義的には関係する学校、教育委員会の所管としてさまざまな対策をとってきたところでございます。そういう意味では十分な対策をとってきていると私自身は思っております。

しかしながら、さまざまな重大な問題が起きているということもありまして、それから、この法の趣旨の中で、教育委員会に置く専門委員会、それから、町部局に置く調査委員会でございますけれども、いじめ防止のためのいろいろな施策を行う意味では、今までと同じではあるのですが、不幸にして重大な事態が起きた場合の調査等にかかわる権限につきましては、条例の定めによるという推進法の規定もあります。それから、附属機関を置くためには地方自治法によりまして条例の定めによるという規定もあることですから、今回、改めて条例という形できちんと整備しようとなった次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの答弁で確認させていただきたいと思うのですけれども、そうしますと、条例によって新たな体制を整備するとかではないということかと思うのですが、言葉を変えていいますと、現時点で専門委員会とか調査委員会とかを設定するという事ではないと理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） その点についてですけれども、まず、学校には、ねばならないという意味で防止対策委員会を策定しております。教育委員会にも専門委員会ということで策定して、いじめ防止にかかわるいろいろな提案等をいただいているところです。また、連絡委員会、幅広くいろんな方々から意見を聞くところも組織としては設定し

て、いじめ防止についてやっているところでございます。そこに今回、法的な根拠を与えるということでもあります。

今まで作っていなかった委員会は、町長部局で行う調査委員会でございます。これは重大な事件、事案等が出てきたときに学校、教育委員会で調査対象とした上で、それでもまだ課題があるといったときに再調査を行う委員会で、これは設置しておりません。再調査ですので、条例での根拠が必要ということで、そこも含めて今回、条例としてそこまで整備をするということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第67号 国見町税条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第67号「国見町税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 議案第67号、国見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◇
◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時06分）

◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇
◇議案第68号 平成27年度国見町一般会計補正予算（第3号）

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第68号「平成27年度国見町一般会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第68号、平成27年度国見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 10款教育費なのですが、3項の中学校費、19節負担金補助及び交付金200万円ほど計上されていますが、内容を見ますと、県北中学校部活動補助金の不足分ということですが、県大会出場など活躍されて喜ばしいことではありますが、この内訳、具体的内容、例えば競技種目等をお聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

大会等でありますが、剣道、卓球につきましては東北大会、あと、英語弁論大会については県大会、主なものはこういったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 2款の総務費、その中の企画費、8節の報償費でございますが、ふるさと納税者に対する返礼品、農産物の補正なのですが、16万3000円、この返礼品の件数と返礼の理由と、あと対応について伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税に係ります平成27年度の現在までの寄附状況でございまして、105件、508万円ほどになってございます。これに伴いまして、当初予定してございました返礼に係ります報償金が不足ということで、今回補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、特産品としましてモモなり、あんぼ柿なり、リンゴなり、そういった部分での返礼品としてお返しをしております。特にモモは37件、あんぼ柿については27件、リンゴ16件、米15件等で、それぞれご希望に応じた返礼品をお返しさせていただいているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今、質問したのは、農産物の返礼品というから、我々は、トラブル品みたいな、不良品みたいな感じがしたのですが、それとは違うのですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

お返しするものということで「返礼品」という言葉を使わせていただいたとおりでございまして、内容については先ほど答弁したとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

6番村上正勝君。

6番（村上正勝君） 7ページの地方債ですが、防火水槽設置事業債の中で、予定価格が650万円ですか、最初。それが補正後840万円、これは工事費が随分上がっていて、この防火用水でもこんなに設置費用がかかったのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えいたします。

防火水槽の増えた分でございます。今回、工事請負費です。防火水槽の設置工事の工事請負費の部分で192万4000円、補正予算の計上を要求させていただきました。

内容ですけれども、場所につきましては、ことしは大字内谷字西地内の防火水槽でございます。当初予算でありましたのは600万円でありました。防火水槽の工事としては違いますが、昨年度、大字貝田で作ったものについては637万2000円の工事費用だったのですが、今回、昨年工事にはなかった舗装の復旧工事が必要な現場でありました。また、資材も含め諸経費も昨年度に比べて上昇しているということでございますので、今回192万円の補正をお願いしたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 13ページになります。

2款総務費、5項の財産管理費の中で電気料として131万円補正増しとなっております。電気料といいましても照明だけではないとは思いますが、役場の近くを通りますと、かなり遅くまで電気がついているのが見受けられるのですけれども、この補正増しの理由はどのようなものなのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 浅野議員のお質しにお答えを申し上げます。

今回、お願いをしました電気料等で131万円ほどの補正増しをさせていただいているところでございます。当初の予算見積もりにおきましては、一般的に前かかっていたぐらいの金額で見込みを立てまして、当初予算を組ませていただいたところでございますが、実際、この庁舎ができてみますと、基本料金がかなり上昇してございます。それに伴いましてその総額も上がっていることから、今回、当初で見込みました予算に対して不足が生じて、今後の見込みも含めて131万円の補正増しをお願いしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 13ページの5目の財産管理費、その中の18節の備品購入費でございますが、総務課の集中管理車両更新の補正190万円ですが、更新の時期はどのように定めているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 阿部議員のお質しにお答えを申し上げます。

公用車につきましては、丁寧に使う中で、できるだけ期間を長くもたせるところで管理をしているところでございます。

ただ、今回お願いしました車両につきましては、資料にも記載のとおり、17万キロ走行、15年経過で、かなり古い車両でございます。安全管理の上からも厳しくなったことから、今回、補正増しをお願いしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 現在、この更新車両は、ほかにも何台かあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えを申し上げます。

今回はここに補正をお願いした車両でございます。ただ、現実的には、同様にかなり古くなってきている車両もございますので、やはりそれは丁寧に使いながらも、できる限り期間を長く使って、耐え得なくなってしまう場合にまた補正をお願いするということで更新を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） これは、19ページの文化センター費あるいは総務費の中にもあるのですが、電気自動車の設備購入費ですか、この電気自動車は、庁舎内でも行う予定なのでしょうが、これは充電をして料金をいただくことにまでするのでしょうか。町で考えているものは無償なのでしょうか、有料なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 9月議会でもご説明は申し上げたと思うのですが、カード式の課金という形になるということで、今回の補正につきましては、全体の工事費プラス保守の部分も含めての足りない部分について補正させていただいたとご理解を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。



◇常任委員長報告（陳情第9号）

議長（東海林一樹君） 日程第7、常任委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第9号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第9号の審査の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会は、12月8日午後1時より、委員会室において委員全員の出席のもとで開催しました。この会議には、説明のために引地由則教育次長が、職務として羽根田議会事務局長が出席しております。

陳情第9号は、「公立小中学校の教職員数の充実・確保」を求める意見書採択に関する陳情であります。

本委員会で審査した結果、委員全員が採択の意見であり、この陳情については採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第9号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休憩いたします。

（午前11時40分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時42分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付しました追加日程表のとおり、4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第69号「工事請負契約について」でございますが、道の駅建設工事について11月26日に入札会を開催し、契約予定相手方が決定したところでありますが、予定価格が5000万円以上となることから、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして議会の議決を求めらるのでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（東海林一樹君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇
◇議案第69号 工事請負契約について

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第69号「工事請負契約について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第69号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 今回の工事請負契約13億円余りなのですけれども、その内容について、建物全般にかかわるものなのか、それとも、まだこの契約以外に一部分が建物の計画として残るのか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 今回の発注につきましては、建物全部ではございませんで、先ほど補正予算で繰越明許費のご確認をいただきました農林水産業費に係る部分、活力あるプロジェクト事業の部分につきましてはまた別途契約になります。今回、ご議決をいただいて正式に本契約となった後に、活力あるプロジェクト事業の部分につきましては、この相手方と随意契約を行って総額、全体の工事としたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

志村良男君。

12番（志村良男君） この金額については、消費税が8%から10%に、途中、工事期間中に変わるものと思われそうですが、その金額は、10%になった金額も含まれているのかどうか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） この工事につきましては、現時点では3月31日までの契約となっております。本日、繰越明許費の確認をいただきました。ということで、最終的には国との繰り越しの調整の確認が必要ですが、それ以降に工期を延ばす予定となっております。その工期につきましては、平成28年度中になりますから、平成28年度中ということは平成29年3月31日以前には終了することになります。消費税につきましては、平成29年4月1日に10%になるということですから、現在のものは8%でいいということになるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この工期はいつまでになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 現時点では、仮契約の時点では繰越明許費の設定をしておりませんので、平成28年3月31日までの契約となっております。今後、本日のご議決いただいた繰越明許費の確認、更には国との繰り越し承認の手続が終了次第、工期を延長したいということで、最終的には平成29年2月ぐらいに設定をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇発議第6号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第9、発議第6号「公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第6号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第10、「議員の派遣について」の件を議題といたします。
おはかりいたします。

本件は、お手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、お手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第11、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 平成27年第6回国見町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございます。また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見等を十分踏まえまして町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、年末年始を迎えるにあたり、ご自愛の上、今後とも復興と町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成27年第6回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午前 11時55分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月11日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 松 浦 常 雄

同 署名議員 阿 部 泰 藏